

2 0 2 5

学 生 便 覧

山口大学大学院共同獣医学研究科

目 次

山口大学大学院共同獣医学研究科（博士課程）の概要	1
山口大学大学院共同獣医学研究科規則	4

学生生活について

1. 山口大学大学院共同獣医学研究科事務担当係	11
2. 講義等の履修方法について	12
3. 科目ナンバーについて	13
4. 学位の取得要件について	15
5. 学生定期健康診断について	16
6. 学生健康保険組合について	16
7. 山口大学学生教育研究災害傷害保険について	17
8. 経済的援助について	18
9. 学生の諸証明・諸手続きについて	19
10. 授業料納入について	21
11. レポート等作成時の注意事項について	22
12. 成績評価に関する疑問・確認の受付について	23

学位規則等

山口大学学位規則（抄）	27
山口大学大学院共同獣医学研究科の学位論文審査等に関する細則	31
学位論文審査手続一覧（4月入学者）	35
学位論文審査手続一覧（10月入学者）	36
学位論文審査関係様式	37
山口大学大学院共同獣医学研究科の学位論文審査等に関する細則の運用方針	44
山口大学大学院共同獣医学研究科の学位論文審査等に関する細則及び同運用方針についての申し合わせ	47
学位論文審査関係様式（修業年限短縮）	49
学位論文等の作成要領	52
山口大学における厳正な学位審査への協力について（依頼）	54

基本規則

国立大学法人山口大学学則（抄）	55
山口大学大学院学則（抄）	60
山口大学研究生規則	65
山口大学学生交流規則	67

教 員 名 簿	69
構成大学の所在地及び位置図・連携大学院の所在地	71

山口大学大学院共同獣医学研究科（博士課程）の概要

1. 設置の趣旨

本研究科は、「世界先端的な獣医学研究を推進し、高い生命倫理と研究者倫理を備えた先導的獣医学教育・研究者の養成を通じて国際水準の獣医学教育の発展と深化に寄与し、又は高度獣医学専門家としての学識と研究能力を有する指導的獣医療人を輩出して地域・国際社会の獣医学的課題の解決を図り、以て人間地球社会の発展に貢献する。」という教育理念の下、具体には「次代の獣医学教育・研究者の養成に止まらず、高度獣医学専門家としての学識・技能・実務能力を身につけた指導的獣医療人を輩出して、豊かな人間地球社会の発展に貢献する」ことを目的としている。

2. アドミッション・ポリシー

①求める人材像

共同獣医学研究科では、次のような人材を求めています。

1. 研究者としての正しい倫理観を有し、行動規範を遵守できる人
2. 獣医学に関する十分な基礎学力、獣医倫理並びに技術を有している人
3. 研究活動に必要な英語能力とコミュニケーション能力を有している人
4. 研究課題への探究心と好奇心が旺盛な人
5. 豊かな人間性と向上心を有している人

②入学前に身につけておいて欲しいこと

獣医学全般や研究活動に必要となる生物学全般、さらに獣医学の専門英語の理解力が必要になります。また、これまでの研究内容や今後の研究計画についての自分の考えを明確に表現する能力を身に付けておく必要があります。

③入学者選抜の基本方針

- ・筆答試験（外国語科目：英語）：獣医学の基礎学力と研究活動に必要な英語能力を評価します。
- ・口述試験：口頭発表と質疑応答により、研究や生命への倫理観、計画性、探究心、向上心、人間性、コミュニケーション能力を評価します。

3. ディプロマ・ポリシー

山口大学大学院共同獣医学研究科獣医学専攻では、次代の獣医学教育・研究者の養成にとどまらず、高度獣医学専門家としての学識・技能・実務能力を身に付けた指導的獣医療人、豊かな人間地球社会の発展に貢献できる人材の育成を目指します。この実現のために、山口大学のディプロマ・ポリシーのもと、以下を共同獣医学研究科獣医学専攻のディプロマ・ポリシーに定めます。これらを満たした上で、学位論文の審査及び最終試験に合格した学生に対して、「博士（獣医学）」の学位を授与します。

〔1〕 高度な専門性と学識

獣医学に関する最先端の科学技術を習得し、高度な学識と技能に基づいて研究を遂行できる。〔DP1〕

〔2〕 豊かな教養

獣医学・獣医療分野で研究の国際化に対応できる実践的なコミュニケーションができる。〔DP2〕

〔3〕 自律・協働する力と物事をかたちにする力

1. 生命の科学的理解と論理的思考、高い生命倫理観と研究者倫理観に基づき、研究者あるいは高度

- 専門家として、自ら問題意識を持ち、獣医学を取り巻く諸問題に対応または解決できる。[DP3-1]
2. リーダーとして高い素養を備え、社会で活躍できる。[DP3-2]

4. 教学上の特色

1. 学生は、本研究科に所属する教員のうちから主指導教員についての希望を申し出て、研究科がこれを調整し、決定する。
2. 学生は、主指導教員の所属する大学に配置され、主指導教員のもとで研究指導を受ける。なお、鹿児島大学の施設・設備も利用できる。
3. 本研究科では、学生1人につき、主指導教員1人、副指導教員2人(うち1人は鹿児島大学の教員)の計3人が指導に当たる。

5. カリキュラム・ポリシー

山口大学大学院共同獣医学研究科獣医学専攻では、学生がディプロマ・ポリシーを満たすために、教育課程・教育内容、教育方法及び学修成果の評価についての方針を以下のように定めます。

1. 教育課程・教育内容

獣医学専攻の教育課程は共通科目（共同教育科目、専門教養科目、先端実践科目、特別専修科目）及びコース科目（研究推進科目）で構成されます。

「共通科目（共同教育科目）」は、両大学の教員が開講する講義科目を通じて、専門とする学問領域以外の幅広く高度な獣医学的な知識を修得させ、高度な研究者及び優れた獣医学専門家としての人材養成を目的とします[DP1]。

「共通科目（専門教養科目）」は、研究者としての行動規範、倫理、知的財産の管理、専門的な英語力を身に付け、国際的に活躍できる獣医学専門家としての教養を高めることを目的とします[DP2, DP3-1]。

「共通科目（先端実践科目）」はディプロマ・ポリシーの獣医学・獣医療分野で研究の国際化に対応し、実践的なコミュニケーション及びプレゼンテーション能力等を習得することを目的とします[DP2]。

「共通科目（特別専修科目）」は、獣医学術団体による専門医制度、認定医制度、専門家協会会員資格制度に規定された知識、技術、実務等を複合的に実践し、高度専門家として獣医学を取り巻く諸問題に対応または解決できる能力を習得することを目的とします[DP3-1]。

「コース科目（研究推進科目）」は、学生が目指す研究領域において、研究推進のための高度な専門的知識と技術を修得することを目的とします[DP3-1]。

1～3年次に各科目の特別講義、特別演習、特別実験により博士としての教養と専門知識を身に付け、獣医学に関する最先端の科学技術を修得し、社会で活躍できるリーダーを養成します[DP1, DP3-2]。

研究により得られた成果を基に、4年次に学位論文を作成する。生命の科学的理解と論理的思考に基づいた研究指導により、研究者あるいは高度専門家として、自ら問題意識を持ち、獣医学を取り巻く諸問題に対応または解決できる人材を養成します[DP3-1]。

2. 教育方法

ディプロマ・ポリシーに掲げる能力を育成するために、各科目の目的・目標に応じた方法による教育活動を行います。

学生の主体的学びを推進するためにアクティブ・ラーニングを導入し、課題探求・解決学習及び実践的教育を行います。

対面式／双方向性メディア形式授業あるいはビデオ・オン・デマンドや E-ラーニングシステムを活用した授業を行います。

講義形式の授業を中心として知識の定着を図り、演習・実験を通して知識活用法と技能を教授し、ディスカッション、グループワーク、プレゼンテーション等の実践により汎用的な技能を養います。

3. 学修成果の評価

各科目において教育・学修目標と評価基準を明確にし、試験及びレポート等に基づき、学修成果の到達度を厳格に評価します。

4年間の学修成果は、4年次までの修得単位数に加え、「学位論文」による総括的評価を行います。

6. 修了要件

学生は、本研究科の教育課程において、30単位以上を修得し、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び論文の内容や専門分野に関する口述ないし筆記試験に合格することを修了要件とし、最終審査に合格することによって、博士（獣医学）の学位を授与する。なお、30単位以上のうち、10単位以上は鹿児島大学開設科目の単位とする。

7. 学位

本研究科の課程を修了した者には、山口大学及び鹿児島大学の連名による博士（獣医学）の学位を授与する。

山口大学大学院共同獣医学研究科規則

(趣旨)

第1条 この規則は、山口大学大学院学則(昭和42年規則第26号。)に基づき、山口大学大学院共同獣医学研究科(以下「本研究科」という。)に関し必要な事項を定める。

(教育研究上の目的)

第2条 本研究科は、世界先端的な獣医学研究を推進し、高い生命倫理と研究者倫理を備え、国際水準の獣医学教育の発展と深化に寄与する獣医学教育・研究者及び獣医学の高度化に資する獣医学専門家ならびに獣医療人を養成することにより、学術の進歩及び人間地球社会の発展に寄与することを目的とする。

(教育課程)

第3条 本研究科は、「国立大学法人山口大学と国立大学法人鹿児島大学との間の大学院における獣医学に関する共同教育課程の編成及び実施に関する協定書」に基づき、鹿児島大学大学院共同獣医学研究科と共同教育課程を編成し、実施する。

(専攻及びコース)

第4条 本研究科に、次の専攻及びコースを置く。

獣医学専攻 獣医科学コース

獣医専修コース

(指導教員)

第5条 学生の研究指導のため、指導大学教育職員(以下「指導教員」という。)を置く。

2 指導教員は、学生の研究指導を総括的に担当する主指導教員及び主指導教員とともに研究指導を行う副指導教員とし、学生1人について主指導教員は1人、副指導教員は2人とする。

3 指導教員に関し、必要な事項は、別に定める。

(入学者の選考)

第6条 入学者の選考方法は、別に定める。

(授業科目及び単位数)

第7条 授業科目及び単位数は、別表のとおりとする。

2 授業は、講義、演習及び実験とする。

(履修方法及び修了要件)

第8条 履修方法及び修了要件は、別表のとおりとする。

(単位の認定)

第9条 履修した授業科目の単位修得の認定は、試験又は研究報告により行う。

2 前項の規定にかかわらず、演習、実験その他特に認められた授業科目については、平常の成績により単位修得を認定することがある。

(教育方法の特例)

第 10 条 教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(成績評価)

第 11 条 履修した授業科目の成績は、秀、優、良、可及び不可の評語をもって表し、秀、優、良、可を合格、不可を不合格とする。

(研究指導)

第 12 条 学生は、主指導教員の指導の下、研究題目を定め、速やかに研究題目届(別紙様式第 1 号)により研究題目及び研究計画を主指導教員に届け出なければならない。研究題目を変更するときも同様とする。

2 前項の届出を受けた主指導教員は、速やかに教育研究指導計画書(別紙様式第 2 号)を作成し、研究科長に届け出るものとする。教育研究指導計画書の内容を変更するときも同様とする。

(学位論文の提出、審査等)

第 13 条 学位論文の提出、審査の方法等は、教授会の意見を聴いて、研究科長が定める。

(事務)

第 14 条 本研究科に関する事務は、共同獣医学部事務部において処理する。

(雑則)

第 15 条 この規則に定めるもののほか、本研究科に関し必要な事項は、教授会の意見を聴いて、研究科長が定める。

※ 上記規則は、令和 7 年度入学生対象です。

教育課程編成表等						
(共同獣医学研究科獣医学専攻)						
科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			備考
			必修	選択	自由	
共同 教育 科目 共通 科目	基礎獣医学特別講義（動物細胞機能学特別講義）	1・2・3		2		山口大学
	基礎獣医学特別講義（発生遺伝学特別講義）	1・2・3		2		山口大学
	基礎獣医学特別講義（生物機能薬理学特別講義）	1・2・3		2		山口大学
	基礎獣医学特別講義（分子薬理学特別講義）	1・2・3		2		山口大学
	基礎獣医学特別講義（獣医生理生化学特別講義）	1・2・3		2		山口大学
	基礎獣医学特別講義（動物細胞工学特別講義）	1・2・3		2		山口大学
	応用獣医学特別講義（病原微生物学特別講義）	1・2・3		2		山口大学
	応用獣医学特別講義（実験病理学特別講義）	1・2・3		2		山口大学
	応用獣医学特別講義（感染免疫学特別講義）	1・2・3		2		山口大学
	応用獣医学特別講義（病原細菌学特別講義）	1・2・3		2		山口大学
	応用獣医学特別講義（細菌遺伝子工学特別講義）	1・2・3		2		山口大学
	応用獣医学特別講義（感染症学特別講義）	1・2・3		2		山口大学
	応用獣医学特別講義（人獣共通感染症学特別講義）	1・2・3		2		山口大学
	応用獣医学特別講義（獣医微生物学特別講義）	1・2・3		2		山口大学
	応用獣医学特別講義（栄養代謝学特別講義）	1・2・3		2		山口大学
	応用獣医学特別講義（馬臨床細菌学特別講義）	1・2・3		2		山口大学
	応用獣医学特別講義（病原ウイルス学特別講義）	1・2・3		2		山口大学
	応用獣医学特別講義（獣医病理学特別講義）	1・2・3		2		山口大学
	応用獣医学特別講義（環境感染症学特別講義）	1・2・3		2		山口大学
	臨床獣医学特別講義（低侵襲外科学特別講義）	1・2・3		2		山口大学
	臨床獣医学特別講義（腫瘍外科学特別講義）	1・2・3		2		山口大学
	臨床獣医学特別講義（小動物臨床免疫学特別講義）	1・2・3		2		山口大学
	臨床獣医学特別講義（寄生虫学特別講義）	1・2・3		2		山口大学
	臨床獣医学特別講義（進化系統寄生虫学特別講義）	1・2・3		2		山口大学
	臨床獣医学特別講義（産業動物獣医学特別講義）	1・2・3		2		山口大学
	臨床獣医学特別講義（繁殖生理管理学特別講義）	1・2・3		2		山口大学
	臨床獣医学特別講義（大動物救急外科学特別講義）	1・2・3		2		山口大学
	臨床獣医学特別講義（侵襲制御学特別講義）	1・2・3		2		山口大学
	臨床獣医学特別講義（伴侶動物内科学特別講義）	1・2・3		2		山口大学
	臨床獣医学特別講義（生殖工学特別講義）	1・2・3		2		山口大学
	臨床獣医学特別講義（牛臨床獣医学特別講義）	1・2・3		2		山口大学
	基礎獣医学特別講義（分子細胞生物学特別講義）	1・2・3		2		鹿児島大学
	基礎獣医学特別講義（実験動物学特別講義）	1・2・3		2		鹿児島大学
	基礎獣医学特別講義（ゲノム医科学特別講義）	1・2・3		2		鹿児島大学
	基礎獣医学特別講義（細胞薬理毒理学特別講義）	1・2・3		2		鹿児島大学
	基礎獣医学特別講義（分子薬理毒理学特別講義）	1・2・3		2		鹿児島大学
	基礎獣医学特別講義（自律機能生理学特別講義）	1・2・3		2		鹿児島大学
	応用獣医学特別講義（衛生微生物学特別講義）	1・2・3		2		鹿児島大学
	応用獣医学特別講義（感染症学特別講義）	1・2・3		2		鹿児島大学
	応用獣医学特別講義（獣医ウイルス学特別講義）	1・2・3		2		鹿児島大学
	応用獣医学特別講義（寄生虫病学特別講義）	1・2・3		2		鹿児島大学
	応用獣医学特別講義（腫瘍病理学特別講義）	1・2・3		2		鹿児島大学
	応用獣医学特別講義（感染性微生物学特別講義）	1・2・3		2		鹿児島大学
	応用獣医学特別講義（人獣共通感染細菌学特別講義）	1・2・3		2		鹿児島大学
	応用獣医学特別講義（感染症制御学特別講義）	1・2・3		2		鹿児島大学
	応用獣医学特別講義（分子ウイルス学特別講義）	1・2・3		2		鹿児島大学
	応用獣医学特別講義（動物病理学特別講義）	1・2・3		2		鹿児島大学
	臨床獣医学特別講義（家畜臨床生化学特別講義）	1・2・3		2		鹿児島大学
	臨床獣医学特別講義（内科診断学特別講義）	1・2・3		2		鹿児島大学
	臨床獣医学特別講義（臨床細胞学特別講義）	1・2・3		2		鹿児島大学
	臨床獣医学特別講義（大動物内科学特別講義）	1・2・3		2		鹿児島大学
	臨床獣医学特別講義（比較病態解析学特別講義）	1・2・3		2		鹿児島大学
	臨床獣医学特別講義（外科診断治療学特別講義）	1・2・3		2		鹿児島大学
	臨床獣医学特別講義（運動器診断治療学特別講義）	1・2・3		2		鹿児島大学
	臨床獣医学特別講義（臨床繁殖学特別講義）	1・2・3		2		鹿児島大学
	臨床獣医学特別講義（馬臨床獣医学特別講義）	1・2・3		2		鹿児島大学
	臨床獣医学特別講義（伴侶動物腫瘍学特別講義）	1・2・3		2		鹿児島大学
	臨床獣医学特別講義（産業動物栄養学特別講義）	1・2・3		2		鹿児島大学
	小計（58科目）		0	116	0	

専門教養科目	研究者行動規範特論	1・2・3	1			山口大学
	知的財産特論	1・2・3	1			山口大学
	専門科学英語スキル	1・2・3	1			各大学
	小計（3科目）		3	0	0	
先端実践科目	プレゼンテーションスキル	1・2・3		1		各大学
	学術情報収集スキル	1・2・3		1		各大学
	機関研修スキル	1・2・3		1		各大学
	小計（3科目）		0	3	0	
特別専修科目	特別専修スキル	1・2・3		3		各大学
	小計（1科目）		0	3	0	
コース科目（研究推進科目）	基礎獣医学特別演習（動物細胞機能学特別演習）	1・2・3		2		山口大学
	基礎獣医学特別演習（発生遺伝学特別演習）	1・2・3		2		山口大学
	基礎獣医学特別演習（生物機能薬理学特別演習）	1・2・3		2		山口大学
	基礎獣医学特別演習（分子薬理学特別演習）	1・2・3		2		山口大学
	基礎獣医学特別演習（獣医生理生化学特別演習）	1・2・3		2		山口大学
	基礎獣医学特別実験（動物細胞機能学特別実験）	1・2・3		2		山口大学
	基礎獣医学特別実験（発生遺伝学特別実験）	1・2・3		2		山口大学
	基礎獣医学特別実験（生物機能薬理学特別実験）	1・2・3		2		山口大学
	基礎獣医学特別実験（分子薬理学特別実験）	1・2・3		2		山口大学
	基礎獣医学特別実験（獣医生理生化学特別実験）	1・2・3		2		山口大学
	基礎獣医学特別演習（分子細胞生物学特別演習）	1・2・3		2		鹿児島大学
	基礎獣医学特別演習（実験動物学特別演習）	1・2・3		2		鹿児島大学
	基礎獣医学特別演習（ゲノム医科学特別演習）	1・2・3		2		鹿児島大学
	基礎獣医学特別演習（細胞薬理毒理学特別演習）	1・2・3		2		鹿児島大学
	基礎獣医学特別演習（分子薬理毒理学特別演習）	1・2・3		2		鹿児島大学
	基礎獣医学特別実験（分子細胞生物学特別実験）	1・2・3		2		鹿児島大学
	基礎獣医学特別実験（実験動物学特別実験）	1・2・3		2		鹿児島大学
	基礎獣医学特別実験（ゲノム医科学特別実験）	1・2・3		2		鹿児島大学
	基礎獣医学特別実験（細胞薬理毒理学特別実験）	1・2・3		2		鹿児島大学
	基礎獣医学特別実験（分子薬理毒理学特別実験）	1・2・3		2		鹿児島大学
	応用獣医学特別演習（病原微生物学特別演習）	1・2・3		2		山口大学
	応用獣医学特別演習（実験病理学特別演習）	1・2・3		2		山口大学
	応用獣医学特別演習（感染免疫学特別演習）	1・2・3		2		山口大学
	応用獣医学特別演習（病原細菌学特別演習）	1・2・3		2		山口大学
	応用獣医学特別演習（細菌遺伝子工学特別演習）	1・2・3		2		山口大学
	応用獣医学特別演習（感染症学特別演習）	1・2・3		2		山口大学
	応用獣医学特別演習（人獣共通感染症学特別演習）	1・2・3		2		山口大学
	応用獣医学特別演習（獣医微生物学特別演習）	1・2・3		2		山口大学
	応用獣医学特別演習（獣医病理学特別演習）	1・2・3		2		山口大学
	応用獣医学特別演習（環境感染症学特別演習）	1・2・3		2		山口大学
	応用獣医学特別演習（栄養代謝学特別演習）	1・2・3		2		山口大学
	応用獣医学特別実験（病原微生物学特別実験）	1・2・3		2		山口大学
	応用獣医学特別実験（実験病理学特別実験）	1・2・3		2		山口大学
	応用獣医学特別実験（感染免疫学特別実験）	1・2・3		2		山口大学
	応用獣医学特別実験（病原細菌学特別実験）	1・2・3		2		山口大学
	応用獣医学特別実験（細菌遺伝子工学特別実験）	1・2・3		2		山口大学
	応用獣医学特別実験（感染症学特別実験）	1・2・3		2		山口大学
	応用獣医学特別実験（人獣共通感染症学特別実験）	1・2・3		2		山口大学
	応用獣医学特別実験（獣医微生物学特別実験）	1・2・3		2		山口大学
	応用獣医学特別実験（獣医病理学特別実験）	1・2・3		2		山口大学
	応用獣医学特別実験（環境感染症学特別実験）	1・2・3		2		山口大学
	応用獣医学特別実験（栄養代謝学特別実験）	1・2・3		2		山口大学
	応用獣医学特別演習（衛生微生物学特別演習）	1・2・3		2		鹿児島大学
	応用獣医学特別演習（感染症学特別演習）	1・2・3		2		鹿児島大学
	応用獣医学特別演習（獣医ウイルス学特別演習）	1・2・3		2		鹿児島大学
	応用獣医学特別演習（寄生虫病学特別演習）	1・2・3		2		鹿児島大学
	応用獣医学特別演習（腫瘍病理学特別演習）	1・2・3		2		鹿児島大学
	応用獣医学特別演習（感染性微生物学特別演習）	1・2・3		2		鹿児島大学
	応用獣医学特別演習（感染症制御学特別演習）	1・2・3		2		鹿児島大学
	応用獣医学特別演習（分子ウイルス学特別演習）	1・2・3		2		鹿児島大学
	応用獣医学特別実験（衛生微生物学特別実験）	1・2・3		2		鹿児島大学
	応用獣医学特別実験（感染症学特別実験）	1・2・3		2		鹿児島大学
	応用獣医学特別実験（獣医ウイルス学特別実験）	1・2・3		2		鹿児島大学
	応用獣医学特別実験（寄生虫病学特別実験）	1・2・3		2		鹿児島大学
	応用獣医学特別実験（腫瘍病理学特別実験）	1・2・3		2		鹿児島大学
	応用獣医学特別実験（感染性微生物学特別実験）	1・2・3		2		鹿児島大学
	応用獣医学特別実験（感染症制御学特別実験）	1・2・3		2		鹿児島大学
	応用獣医学特別実験（分子ウイルス学特別実験）	1・2・3		2		鹿児島大学
	臨床獣医学特別演習（低侵襲外科学特別演習）	1・2・3		2		山口大学

	臨床獣医学特別演習（腫瘍外科学特別演習）	1・2・3	2		山口大学
	臨床獣医学特別演習（小動物臨床免疫学特別演習）	1・2・3	2		山口大学
	臨床獣医学特別演習（寄生病学特別演習）	1・2・3	2		山口大学
	臨床獣医学特別演習（進化系統寄生虫学特別演習）	1・2・3	2		山口大学
	臨床獣医学特別演習（産業動物獣医学特別演習）	1・2・3	2		山口大学
	臨床獣医学特別演習（繁殖生理管理学特別演習）	1・2・3	2		山口大学
	臨床獣医学特別演習（大動物救急外科学特別演習）	1・2・3	2		山口大学
	臨床獣医学特別演習（侵襲制御学特別演習）	1・2・3	2		山口大学
	臨床獣医学特別演習（生殖工学特別演習）	1・2・3	2		山口大学
	臨床獣医学特別実験（低侵襲外科学特別実験）	1・2・3	2		山口大学
	臨床獣医学特別実験（腫瘍外科学特別実験）	1・2・3	2		山口大学
	臨床獣医学特別実験（小動物臨床免疫学特別実験）	1・2・3	2		山口大学
	臨床獣医学特別実験（寄生病学特別実験）	1・2・3	2		山口大学
	臨床獣医学特別実験（進化系統寄生虫学特別実験）	1・2・3	2		山口大学
	臨床獣医学特別実験（産業動物獣医学特別実験）	1・2・3	2		山口大学
	臨床獣医学特別実験（繁殖生理管理学特別実験）	1・2・3	2		山口大学
	臨床獣医学特別実験（大動物救急外科学特別実験）	1・2・3	2		山口大学
	臨床獣医学特別実験（侵襲制御学特別実験）	1・2・3	2		山口大学
	臨床獣医学特別実験（生殖工学特別実験）	1・2・3	2		山口大学
	臨床獣医学特別演習（家畜臨床生化学特別演習）	1・2・3	2		鹿児島大学
	臨床獣医学特別演習（内科診断学特別演習）	1・2・3	2		鹿児島大学
	臨床獣医学特別演習（臨床細胞学特別演習）	1・2・3	2		鹿児島大学
	臨床獣医学特別演習（大動物内科学特別演習）	1・2・3	2		鹿児島大学
	臨床獣医学特別演習（比較病態解析学特別演習）	1・2・3	2		鹿児島大学
	臨床獣医学特別演習（外科診断治療学特別演習）	1・2・3	2		鹿児島大学
	臨床獣医学特別演習（運動器診断治療学特別演習）	1・2・3	2		鹿児島大学
	臨床獣医学特別演習（産業動物栄養学特別演習）	1・2・3	2		鹿児島大学
	臨床獣医学特別実験（家畜臨床生化学特別実験）	1・2・3	2		鹿児島大学
	臨床獣医学特別実験（内科診断学特別実験）	1・2・3	2		鹿児島大学
	臨床獣医学特別実験（臨床細胞学特別実験）	1・2・3	2		鹿児島大学
	臨床獣医学特別実験（大動物内科学特別実験）	1・2・3	2		鹿児島大学
	臨床獣医学特別実験（比較病態解析学特別実験）	1・2・3	2		鹿児島大学
	臨床獣医学特別実験（外科診断治療学特別実験）	1・2・3	2		鹿児島大学
	臨床獣医学特別実験（運動器診断治療学特別実験）	1・2・3	2		鹿児島大学
	臨床獣医学特別実験（産業動物栄養学特別実験）	1・2・3	2		鹿児島大学
	小計（94科目）		0	188	0
自由科目	ジョブ型研究インターンシップ	1・2・3・4		2	山口大学
	小計（1科目）		0	0	2
合計（160科目）			3	310	2
卒業（修了）要件及び履修方法					
1. 修了要件は、共同獣医学研究科の教育課程において、30単位以上を修得し、必要な研究指導を受けた上で、学位論文の審査及び最終試験に合格することとする。 なお、30単位以上のうち、10単位以上は相手大学の単位とする。 2. 履修方法は、共通科目を20単位以上、コース科目（一部共通科目含む。）を10単位以上、それぞれ修得することとし、内訳は以下のとおりとする。 ＜共通科目…20単位以上＞ ・共同教育科目 14単位以上（※必修…所属大学6単位、相手大学8単位。主指導及び副指導教員以外が開講する授業科目から選択して履修すること。） ・専門教養科目 3単位 ・先端実践科目 3単位 ※ 獣医科学コースのみ必修 ・特別専修科目 3単位 ※ 獣医専修コースのみ必修 ＜コース科目…10単位以上（一部共通科目含む。）＞ ・研究推進科目（特別演習、特別実験）及び共通科目（特別講義）のうち、主指導教員が開講する特別講義（1科目2単位）、特別演習（1科目2単位）及び特別実験（1科目2単位）、さらに両大学の副指導教員が開講する特別講義（2科目4単位）を必修とする。 なお、特別講義、特別演習、特別実験の科目の選定及び履修方法については、主指導教員の指導によるものとする。 補足：共通科目 共同教育科目（特別講義）のうち、主指導教員と副指導教員が開講する特別講義は、コース科目（研究推進科目）に科目区分が変更となり、修了要件単位に含むことができる。					

別紙様式第 1 号（第12条関係）

年 月 日

山口大学大学院共同獣医学研究科長 殿

年度入学
獣医学専攻 コース
学籍番号
氏 名

研 究 題 目 届

研 究 題 目			
研 究 計 画			
指 導 教 員 名	(主) 山口大学	(副) 山口大学	(副) 鹿児島大学

共同獣医学研究科 教育研究指導計画書 (—) 年度

Research Plan (Academic Year -)
Joint Graduate School of Veterinary Medicine

課程区分 Program	博士課程 Doctoral Program	
専攻名 Major	獣医学専攻 Veterinary Medicine	
学籍番号 Student ID Number		
学年 Year		
学生氏名 Student's Name		
指導教員 Academic Supervisor	(主指導/Primary Supervisor)	(第2副指導/2nd Co-Supervisor)
	(第1副指導/1st Co-Supervisor)	(指導教員を補助する者/ Assistant of Academic Supervisor)
研究題目等 Title of Thesis/Dissertation		
年度ごとの研究計画（標準修業年限分の計画を記入ください。） Research plan for each academic year (Please write your research plan for the standard number of years required for completion in the program.)		
(1年目) (1st Year)		
(2年目) (2nd Year)		
(3年目) (3rd Year)		
(4年目) (4th Year)		

1. 指導教員はこの様式を用いて、学生へ毎年次ははじめに1年間の研究指導計画を明示してください。
2. 作成後は指導の記録として各教員において原本を保管してください（修了後1年間）。
3. 年度ごとの研究計画欄は、状況に応じて適宜変更してください。

学 生 生 活 に つ い て

共同獣医学研究科では、山口大学共同獣医学部大学院係が学生の皆さんの修学上の問題、福利厚生及び保健衛生等多岐にわたって大学の日常業務を行っています。

学生生活上のことで、種々の問題が起こったときは、下記の担当係に気軽に相談して下さい。

山口大学 学生生活の手引

<https://ds0n.cc.yamaguchi-u.ac.jp/~st-support/st-support-center/tebiki/>

1. 山口大学大学院共同獣医学研究科事務担当係

学生の皆さんの事務は、山口大学共同獣医学部大学院係が担当します。

窓 口	連 絡 先	窓口時間
山口大学 共同獣医学部 大学院係	〒753-8515 山口県山口市吉田 1677-1 TEL(083)933-5937・5936 FAX(083)933-5938 ve106@yamaguchi-u.ac.jp	月曜～金曜(祝日は除く) 午前8時 30 分～午後5時 15 分

<その他窓口>

担 当 業 務	連 絡 先	担 当 係
授業料免除・入学料免除	(083)933-5611	学生支援課学生サービス係
奨学金	(083)933-5165	学生支援課学生サービス係
学生教育研究災害傷害保険(学研災)	(083)933-5164	学生支援課学生サービス係
学生健康保険組合	(083)933-5612	学生支援課支援企画係
授業料納入について	(083)933-5098	財務部財務課出納係
学生定期健康診断 その他保健上のサービス	(083)933-5160	健康科学センター 場所:事務局 1 号館 1 階
学生生活なんでも相談窓口	(083)933-5043	学生支援課
学生相談窓口	(083)933-5042	学生相談所 場所:研究1号館1階(116 号室)

2. 講義等の履修方法について

学生は、次の30単位以上を修得し、必要な研究指導を受けた上で、博士論文の審査及び論文の内容や専門分野に関する口述ないし筆記試験に合格しなければならない。

なお、30単位以上のうち、10単位以上は鹿児島大学の教員が開講する科目の単位とする。

履修方法は、共通科目を20単位以上、コース科目(一部共通科目含む)を10単位以上、それぞれ修得することとし、内訳は以下のとおりとする。

<共通科目…20単位以上>

・共同教育科目 14単位以上(※必修…山口大学6単位、鹿児島大学8単位。

主指導及び副指導教員以外が開講する授業科目から選択して履修すること。)

・専門教養科目 3単位 ※必修

・先端実践科目 3単位 ※「獣医科学コース」のみ必修

・特別専修科目 3単位 ※「獣医専修コース」のみ必修

<コース科目…10単位以上(一部共通科目含む)>

・研究推進科目(特別演習、特別実験)及び共通科目(特別講義)のうち、下記科目を修得すること。

①主指導教員が開講する特別講義(1科目2単位)、特別演習(1科目2単位)及び特別実験(1科目2単位)

②両大学の副指導教員が開講する特別講義(2科目4単位)

※①・②ともに必修

なお、履修した授業科目の成績は、秀、優、良、可及び不可の評語をもって表し、秀、優、良、可を合格、不可を不合格とする。

評価	評点	評価基準
秀	100～90点	授業の到達目標を十分に達成した上で、極めて優秀な成績を修めている
優	89～80点	授業の到達目標を十分に達成している。
良	79～70点	授業の到達目標を達成している。
可	69～60点	授業の到達目標を最低限達成している。
不可	59～0点	授業の到達目標を達成していない。

3. 科目ナンバーについて

① 科目ナンバリングについて

学修の段階や順序等を表し、教育課程の体系性を明示することを目的とし、本学では 2019 年度より、全ての学部・研究科でこの制度を導入しています。

② 科目ナンバリングのルール

下記表の8桁の数字で当該科目のカリキュラム上の位置付けを示します。

開講研究科コード		分野1		分野2		科目レベル	
共同獣医学研究科	83	獣医科学コース	010	共同教育科目	10	教養・基礎	1
						応用	2
						臨床	3
				専門教養科目	20	教養・基礎	1
				先端実践科目	30	実践・専修	4
				研究推進科目	50	教養・基礎	1
						応用	2
						臨床	3
				獣医専修コース	020	共同教育科目	10
		応用	2				
		臨床	3				
		専門教養科目	20			教養・基礎	1
		特別専修科目	40			実践・専修	4
		研究推進科目	50			教養・基礎	1
						応用	2
				臨床	3		

例) 動物細胞機能学特別講義

83-010-10-1

共同獣医学研究科 科目ナンバーの一覧

開講研究科コード		分野1		分野2		授業科目	ナンバリング
共同獣医学研究科	83	獣医科学コース	010	共同教育科目	10	動物細胞機能学特別講義 ⋮ 自律機能生理学特別講義	1 83-010-10-1
						病原微生物学特別講義 ⋮ 動物病理学学特別講義	2 83-010-10-2
						低侵襲外科学特別講義 ⋮ 産業動物栄養学特別講義	3 83-010-10-3
				専門教養科目	20	研究者行動規範特論 知的財産特論 専門科学英語スキル	1 83-010-20-1
						プレゼンテーションスキル 学術情報収集スキル 機関研修スキル	4 83-010-30-4
				研究推進科目	50	動物細胞機能学特別講義 ⋮ 自律機能生理学特別講義	1 83-010-50-1
						病原微生物学特別講義 ⋮ 動物病理学特別講義	2 83-010-50-2

開講研究科コード		分野1		分野2		授業科目		ナンバリング
共同獣医学 研究科	83	獣医科学 コース	010	研究推進科目	50	低侵襲外科学特別講義 ⋮	3	83-010-50-3
						産業動物栄養学特別講義 ⋮		
						動物細胞機能学特別演習 ⋮	1	83-010-50-1
						獣医生理生化学特別演習 ⋮		
						病原微生物学特別演習 ⋮	2	83-010-50-2
						栄養代謝学特別演習 ⋮		
						低侵襲外科学特別演習 ⋮	3	83-010-50-3
						生殖工学特別演習 ⋮		
						動物細胞機能学特別実験 ⋮	1	83-010-50-1
						獣医生理生化学特別実験 ⋮		
		獣医専修 コース	020	共同教育科目	10	病原微生物学特別講義 ⋮	2	83-020-10-2
						動物病理学特別講義 ⋮		
						低侵襲外科学特別講義 ⋮	3	83-020-10-3
						産業動物栄養学特別講義 ⋮		
				専門教養科目	20	研究者行動規範特論 知的財産特論 専門科学英語スキル	1	83-020-20-1
						特別専修科目	40	83-020-40-4
				研究推進科目	50	動物細胞機能学特別講義 ⋮	1	83-020-50-1
						自律機能生理学特別講義 ⋮		
						病原微生物学特別講義 ⋮	2	83-020-50-2
						動物病理学特別講義 ⋮		
						低侵襲外科学特別講義 ⋮	3	83-020-50-3
						産業動物栄養学特別講義 ⋮		
						動物細胞機能学特別演習 ⋮	1	83-020-50-1
						獣医生理生化学特別演習 ⋮		
						病原微生物学特別演習 ⋮	2	83-020-50-2
						栄養代謝学特別演習 ⋮		
						低侵襲外科学特別演習 ⋮	3	83-020-50-3
						生殖工学特別演習 ⋮		
						動物細胞機能学特別実験 ⋮	1	83-020-50-1
						獣医生理生化学特別実験 ⋮		
						病原微生物学特別実験 ⋮	2	83-020-50-2
						栄養代謝学特別実験 ⋮		
						低侵襲外科学特別実験 ⋮	3	83-020-50-3
						生殖工学特別実験 ⋮		

4. 学位の取得要件について

課程博士(在学期間4年以上)及び

修業年限短縮による課程博士(在学期間3年以上4年未満)共通要件

- ① 定められた授業科目を30単位以上取得している(見込みを含む)こと。
- ② Medline(PubMed), Web of Science(Science Citation Index Expanded, もしくは Social Sciences Citation Index に限る), Scopus のいずれかに収録されている学術雑誌^{※1}に学位論文の基礎となる論文^{※2}を2編以上発表(学位論文提出時に accept でも可)すること。^{※3}
- ③ ②の学術論文のうち共著のものについては, 申請者が筆頭著者(複数の筆頭著者がいる場合は, 一番目に表記されている著者)であり, 共著者が過去において, いずれの大学に対しても学位論文として申請していないこと。

※1 英語雑誌に限る。原則として紀要は認めない。

※2 入学日前1年以内に発表したものを含むことができる。

※3 「日本獣医師会雑誌」または「本研究科で別に認めた雑誌」でも可。ただし, 2 編中1編のみ。

修業年限短縮による課程博士のみの要件

- ① 前記②の学位論文の基礎となる論文のうち1編の掲載された学術雑誌が, 在籍期間内(学位論文申請日まで)に公開されている Journal Citation Reports(JCR) Science Editionに掲載されている全ての雑誌をインパクトファクター(IF)で降順に並べ, その上位 2,000 位以内であること。(※在籍期間内の使用可能な JCR については, 以下のとおり。)

2025 年 4 月入学の場合

年次進行		論文投稿時期	IF (JCR) 公開時期		利用可能 IF
2024. 4	入学 1 年前	○	2024. 7 頃	2023 年版公開	○
2025. 4	1 年 (入学)	○	2025. 7 頃	2024 年版公開	○
2026. 4	2 年	○	2026. 7 頃	2025 年版公開	○
2027. 4	3 年	○	2027. 7 頃	2026 年版公開	○
2028. 3	短縮修了		2028. 7 頃	2027 年版公開	×
2028. 9	3年半短縮修了			2027 年版	×
2029. 3	通常修了			2027 年版	○

2025 年 10 月入学の場合

年次進行		論文投稿時期	IF (JCR) 公開時期		利用可能 IF
2024. 10	入学 1 年前	○			
2025. 10	1 年 (入学)	○	2025. 7 頃	2024 年版公開	○
2026. 10	2 年	○	2026. 7 頃	2025 年版公開	○
2027. 10	3 年	○	2027. 7 頃	2026 年版公開	○
2028. 9	短縮修了		2028. 7 頃	2027 年版公開	×
2029. 3	3年半短縮修了			2027 年度版	○
2029. 9	通常修了		2029. 7 頃	2028 年度版	×

※入学 1 年前は, 「論文投稿」を「論文発表」と読み替える。

<参考>

PubMed URL: <https://pubmed.ncbi.nlm.nih.gov/>

JCR 大学図書館のホームページから確認することができます。ただし, 大学内に設置されたパソコンしか接続することができません。(Clarivate Analytics 社のページに接続されます。)

5. 学生定期健康診断について

- (1) 学校保健安全法に基づいて、在籍するすべての学生を対象に、毎年学生定期健康診断を実施しており、学生はその健康診断を受けなければなりません。健康診断は、病気の早期発見・早期治療だけでなく、自分の健康状態を客観的に把握し、健康の維持増進のために日常生活を見直す良い機会です。
- (2) 学生に対する健康診断その他保健上のサービスは、健康科学センターが行います。

窓 口	連 絡 先	窓口時間
健康科学センター	事務局 1 号館 1 階 (083)933-5160	月曜～金曜(祝日は除く) 午前 9:00～12:30／午後 13:30～17:00

6. 学生健康保険組合について

山口大学に学生の健康保持及び疾病負傷につき、相互に救済することを目的とする組合があります。

組合事業

医療給付金	病気や負傷、歯科診療での治療に要した医療費(保険適用の自己負担金)の2分の1を給付します。 通院・入院とも1日目の診療から対象となります。 (1年度中の給付限度額は 60,000 円です)
弔 慰 金	組合員が死亡したとき 10,000 円給付します。
返 還 金	退学等により脱退したときは、本人の請求により次年度以降の組合費を返還します。
そ の 他	学内で実施される学生定期健康診断におけるレントゲン撮影に係る費用を補助します。

組合への加入・組合費

組合費は年額 2,500 円で、修了年次までの組合費は次の金額となります。

大 学 院	4 年課程の大学院	10,000 円
-------	-----------	----------

医療給付金の請求について

・医療給付金は、「医療給付金請求書」にて請求してください。

「医療給付金請求書」の受領・提出場所は学生支援部⑩番窓口です。

＊複数の病院等の医療機関や院外処方による保険薬局での支払については合算することができますが、「医療給付金請求書」は1医療機関での1ヶ月の診療につき1枚必要です。

＊長期間の入院・通院の場合は治療が終了してからではなく、1ヶ月ごとに請求してください。

＊受診した月の翌月 10 日までの提出が原則ですが、受診月の3か月後の 10 日が最終期限になります。

(長期入院、医療機関での証明が遅れた等で提出できない場合など、やむをえない場合は3ヶ月分の診療分まで受け付けます。)

診療月の翌月 10 日までに提出された分については、その月の月末に給付(銀行振込)します。

7. 山口大学学生教育研究災害傷害保険について

本学学生の大学における修学目的を達成するため、大学内外における教育研究活動中又は通学中の事故を救済するための災害補償制度で、本学の学生は全員加入となっています。また、臨床実習の目的で使用される施設内で、被保険者が直接間接を問わず、感染症の病原体に予期せず接触した際に定額の保険料が支払われる接触感染予防保険も特約で付けることができます。

詳しくは、入学手続き書類に同封していた「加入者のしおり」を一読ください。

1 保険金の種類と金額

補償範囲	死亡保険金	後遺障害保険金	医療保険金	入院加算金
正課中、学校行事中	2,000 万円	120 万円～ 3,000 万円	3,000 円～ 30 万円	入院1日につき 4,000 円
正課中・学校行事内以外で学校施設内にいる間	1,000 万円	60 万円～ 1,500 万円		
学校施設外での課外活動(クラブ活動)中				
通学中・学校施設内での移動中				
接触感染予防保険金	1事故につき 15,000 円(定額払)			
正課中、学校行事中、課外活動中及びその往復	対人賠償と対物賠償合わせて1事故1億円限度			
医療関連学部・学科の正課中、学校行事中、課外活動中及びその往復				

2 保険料と保険期間

学 部 名	保険期間	保 険 料
共同獣医学研究科	4年間	学研災 3,300円
		付帯賠償 1,360円
		接触感染予防保険金支払特約 70円

3 事故通知および保険金の請求

事故が発生した場合、学生支援部⑧番窓口で事故発生後 30 日以内に事故通知の手続きを行ってください。

学生支援部学生サービス係(⑧番窓口) (083)933-5164

8. 経済的援助について

各 種 制 度	内 容	問い合わせ先
入学料, 授業料免除制度	学業成績が優秀な者で, 家庭の経済的な理由や不慮の災害等のため納付が困難な場合に申請により, 全額又は半額免除の制度があります。	学生支援課 学生サービス係 (083)933-5611 https://ds0n.cc.yamaguchi-u.ac.jp/~st-support/st-support-center/tebiki/tetsuzuki/nyuugaku-jyugyou-ryou/index.html
日本学生支援機構奨学金制度	教育・研究者, 高度の専門性を要する職業人の養成を目的とし, 経済的理由により就学困難なものに貸与する制度です。	学生支援課 学生サービス係 (083)933-5165 https://ds0n.cc.yamaguchi-u.ac.jp/~st-support/st-support-center/tebiki/tetsuzuki/scholarship/index.html
その他の奨学金制度	地方公共団体, 民間育英団体等の奨学金の制度があり, 出願者の中から選考の上学資が貸与されます。	学生支援課 学生サービス係 (083)933-5165 共同獣医学部 大学院係 (083)933-5937 https://ds0n.cc.yamaguchi-u.ac.jp/~st-support/st-support-center/tebiki/tetsuzuki/scholarship/index.html
日本学術振興会 特別研究員制度(DC1,DC2)	日本学術振興会が, 我が国の学術研究の将来を担う若手研究員を育成するために昭和 60 年度から実施された制度です。	学術研究部 研究推進課研究助成係 (083)933-5954 sh054@yamaguchi-u.ac.jp https://ds0n.cc.yamaguchi-u.ac.jp/~ken-san/index.html

9. 学生の諸証明・諸手続きについて

諸証明・諸手続きは各自で行うことになります。期日の締切りもありますので忘れずに確認してください。
様式は本研究科 HP よりダウンロードできますのでご利用ください。

諸 手 続	様 式	備 考
休学するとき	休 学 願	指導教員と相談の上、 10 月からの場合:8 月末まで 4 月からの場合:3 月第 1 金曜まで に提出してください。
復学するとき	復 学 願	
退学するとき	退 学 願	
改姓(改名)するとき	改 姓 届	随時受け付けます。
海外へ旅行するとき	旅 行 届	
学生証を破損、紛失したとき	学生証再発行願	様式は事務へ請求してください。 発行には約 1 週間かかります。
現住所・連絡先の変更があったとき	様式等はございません。	メールまたは電話にてご連絡ください。

証明書・学割証等

証明書交付願または必要事項を記入したメモを郵送、メール、FAX のいずれかでお申し込みください。

必要事項

証明書

・必要な証明書の種類と部数

(修了見込証明書, 成績証明書を請求の場合, 封の仕方を記入して下さい。例…一枚ずつ封をする。例…まとめて封をする。など)

・氏名(英文の場合はローマ字も記入) ・入学年度 ・生年月日 ・使用目的 ・提出先

・証明書の送付先, 連絡先

学割証

・氏名 ・年齢 ・学年 ・学籍番号 ・枚数 ・使用目的(正課・就職活動・帰省・課外・旅行等)

・学割証の送付先

・発行は無料ですが、郵送料は負担していただきます。

・いずれも和文、英文の発行ができます(学割証と通学証明書は除く)。英文での発行は 1 週間程度の日数を要しますのでお早めにお申し込みください。

証 明 書	備 考
在学証明書	在学生のみ
成績証明書	在学生, 修了生, 退学者
修了見込証明書	4 年生のみ
修了証明書	修了生のみ
学 割 証	休学中も可
通学証明書	発行には時間がかかります。必要な1ヶ月前までにご連絡ください。

また、共通教育棟に設置されている自動発行機で成績証明書、通学証明書以外の発行ができます。

留学生関係

証明書・諸手続	備 考
国費外国人留学生証明書交付申請書	発行には時間がかかりますので、早めに申請してください。
一時出国届	出発の 10 日前までに提出してください。 ※1ヶ月を超える出国の場合は決定した時点で提出してください。 (国費留学生は1ヶ月前までに別途ご連絡ください。)
在留期間更新許可申請	在留期間の期限が切れる 3 ヶ月前から申請できます。

学生証

学生証は、山口大学大学院共同獣医学研究科学生としての身分を証明するものであり、常時携帯していなければなりません。図書館、研究室や他の施設の利用、通学証明書、学割証の交付を受ける際などに提示を求められます。

紛失等で再発行が必要な場合は、大学院係まで連絡してください。なお、再発行には費用がかかります。

問い合わせ・提出先

山口大学共同獣医学部大学院係

〒753-8515 山口県山口市吉田 1677-1

Email: ve106@yamaguchi-u.ac.jp

TEL: (083)933-5937 FAX: (083)933-5938

10. 授業料納入について

在学中の授業料は初年度分より、予め登録したゆうちょ銀行貯金口座から、自動引落で年2回納付していただきます。

1. 授業料の口座引落日

(1) 下記引落日に学生本人(または連帯保証人)名義の預金口座から自動引落を行います。

引落日の前日までに授業料相当額を引落指定口座へ入金してください。

徴収の期間	口座からの引落日	内容	引落額
4月1日～5月31日	5月31日	前期分授業料(4月～9月分)	年額の1/2
10月1日～11月30日	11月30日	後期分授業料(10月～3月分)	年額の1/2

ただし、この日がゆうちょ銀行の休業日(土日祝日)にあたる場合は、その前の営業日に変更しますのでご注意ください。

(2) 授業料を引落した場合、通帳に「山口大学」と記載されます。

2. 預金口座への入金について

授業料相当額を、引落日の前日までに預金口座に入金していただきますようお願いいたします。

2025年4月現在

前期分授業料(4月～9月分)	267,900円
後期分授業料(10月～3月分)	267,900円

3. 領収書について

領収書は引落日以降に発行できます。

必要な場合はメールにて氏名と学籍番号を記入し、申込みください。(ve106@yamaguchi-u.ac.jp)

なお、領収書はご本人の名前で発行されます。会社の名前での発行はできません。

注 意

※ 残高不足等により引落ができなかった場合は、翌月(6月末・12月下旬)にもう一度引落を行います。

※ 授業料の支払いがなかった場合は、その期限りで除籍となり、翌期以降は在籍できません。

※ 授業料の免除申請された方も、口座振替の手続きをお願いします。選考の結果、免除不許可または半額免除の決定を受けた月の月末に所要額を引き落としますので、その前日までに口座に入金しておいて下さい。

問い合わせ先

財務部財務課出納係 (083)933-5098

共同獣医学部大学院係 (083)933-5937

ve106@yamaguchi-u.ac.jp

11. レポート等作成時の注意事項について

レポートの剽窃・盗用（コピー＆ペースト）は不正行為です！！

レポートや卒業論文等の執筆・提出は、定期試験等と並んで大学での勉強の成果の証となる重要なものです。したがって、レポートや論文の書き方のルールを守らないと、不合格になったり、不正行為と判断されて処分の対象になることもあります。

文献あるいはデータベース等から取得した情報を使用する場合、自分の意見表明あるいは自分の研究データ等とは明確に区別しなければなりません。その場合でも、下記に示す「引用」としての使用条件に従う必要があります、この条件に違反すると多くの場合は剽窃・盗用として不正行為になります。

レポートや論文を執筆する際は下記の点に注意して下さい。

自分の意見や研究データ等で執筆した部分とそれ以外を明確に区別する。



上の「明瞭区別性」以外に下の要件を満たす必要があります。



- ・研究等の引用の目的上、必要最小限の範囲内で行う（必要最小限）。
- ・引用のある箇所について、自分の文章の方が主で、引用された他人の文献等が量的にも質的にも従である（主従関係）。
- ・取得した他人の文献あるいはデータベース等の出典を明示する（出典明示）。

具体的には、引用する場合は一字一句間違えずに正確にそのまま引用する、ウェブサイトからの引用は出典表記としてURLとページタイトルだけでなく取得日も記述する等の細かな作法を守る必要があります。更に、著作権法第35条の権利制限規定との関わりも重要です。

12. 成績評価に関する疑問・確認の受付について

1. 山口大学大学院共同獣医学研究科が担当する授業科目に関して、成績開示後、受けた成績評価において、下記の事由に該当すると考えられ、疑問や確認したいことがある場合は、まず当該授業担当教員に問い合わせてください。

(1) 成績の誤記入等、明らかに担当教員の誤りであると思われるもの

(2) シラバスや授業等により周知している成績評価法から明らかに逸脱した評価であると思われるもの

ただし、「授業担当教員が設定する成績評価の基準（採点基準）」に不服を述べたり、「就職が内定しているので、修了延期を免れたい」等の理由により、成績に不服を述べたりすることはできません。

※授業担当教員の連絡先が不明な場合、又は授業担当教員に問い合わせが困難な場合は、山口大学共同獣医学部大学院係へ相談してください。

2. 教員からの回答に納得できない場合や成績開示日から6日目までに回答が得られなかった場合は、「山口大学大学院共同獣医学研究科における成績評価異議申立てに関する要項」に基づき、山口大学大学院共同獣医学研究科長に異議を申し立てることができます。

原則として、成績開示日から起算して7日以内（7日目が休日の場合は、直後の平日まで）に、「成績評価に対する異議申立書」により、山口大学共同獣医学部大学院係に申し出てください。メールに異議申立書を添付して申し出ることも可能です。

・山口大学大学院共同獣医学研究科における成績評価異議申立てに関する要項」(PDF)

・「共同獣医学研究科における成績評価異議・再異議申立対応フローチャート」(PDF)

3. 異議申立てへの回答に不服がある場合は、「山口大学大学院共同獣医学研究科における成績評価異議申立てに関する要項」に基づき、山口大学大学院共同獣医学研究科長に再異議を申し立てることができます。

原則として、異議申立ての回答を受理した日から起算して7日以内（7日目が休日の場合は、直後の平日まで）に、「成績評価に対する再異議申立書」により、山口大学共同獣医学部大学院係に申し出てください。メールに再異議申立書を添付して申し出ることも可能です。

山口大学大学院共同獣医学研究科における成績評価異議申立てに関する要項

(趣旨)

第1条 この要項は、山口大学大学院共同獣医学研究科（以下「共同獣医学研究科」という。）の学生（本研究科の教員が担当する共同獣医学研究科の授業科目を受講する鹿児島大学の学生及び非正規学生を含む。）（以下「学生」という。）が、共同獣医学研究科において履修した授業科目に係る成績評価に対し、本人の成績に限り異議申立てを行う場合の手続について必要な事項を定めるものとする。ただし、鹿児島大学が担当する科目については、「鹿児島大学大学院共同獣医学研究科における学生の成績等開示請求及び異議申立てに関する規則」に則り、成績等開示請求及び異議申立てを行うものとする。

(異議申立事由)

第2条 学生は、当該学期に履修した授業科目に係る成績評価について、次の各号のいずれかに該当する場合は、具体的理由を付して異議を申し立てることができるものとする。ただし、成績評価の基準（採点基準）に関する申し立ては認めない。

- (1) 成績の誤記入等、明らかに担当教員の誤りであると思われるもの
- (2) シラバス又は授業等により周知している成績評価法から明らかに逸脱した評価であると思われるもの

(異議申立手続)

第3条 学生は、異議を申し立てる場合、成績評価に対する異議申立書（別紙様式。以下「異議申立書」という。）を、原則として成績開示日から起算して7日以内（7日目が休日の場合は、直後の平日まで）に山口大学大学院共同獣医学研究科長（以下「研究科長」という。）に提出する（メールによる提出も可）ものとする。なお、提出先は、山口大学共同獣医学部大学院係とする。

- 2 異議申立てへの回答に不服のある学生は、再異議申立てを行うことができる。
- 3 学生は、再異議を申し立てる場合、再異議申立書を、原則として異議申立ての回答を受理した日から起算して7日以内（7日目が休日の場合は、直後の平日まで）に研究科長に提出する（メールにより提出も可）ものとする。なお、提出先は、山口大学共同獣医学部大学院係とする。
- 4 研究科長は、異議・再異議の申立てを受けた場合、副研究科長、学務委員会及び学務委員等と対応方針を協議した後、担当教員と対応について協議するものとする。ただし、研究科長が必要と認めたときは、当該学生の意見を聴くことができる。また、必要に応じて、鹿児島大学共同獣医学研究科教務委員会と協力して対応する。
- 5 研究科長は、対応を決定し、異議申立書・再異議申立書を受領してから原則として7日以内（7日目が休日の場合は、直後の平日まで）に当該学生へ通知するものとする。

附 則

この要項は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和3年4月1日から施行する。

(別紙様式)

年 月 日

成績評価に対する異議申立書・再異議申立書

共同獣医学研究科長 殿

年度入学

学籍番号

氏 名

下記のとおり、成績評価に対する異議・再異議を申し立てますので、対応方よろしくお願い申し上げます。

記

1. 授業科目名、担当教員名及び担当教員からの回答内容

科目名		担当教員名	
回答内容			

※担当教員から回答が得られなかった場合は、その旨を回答内容欄に記入してください。

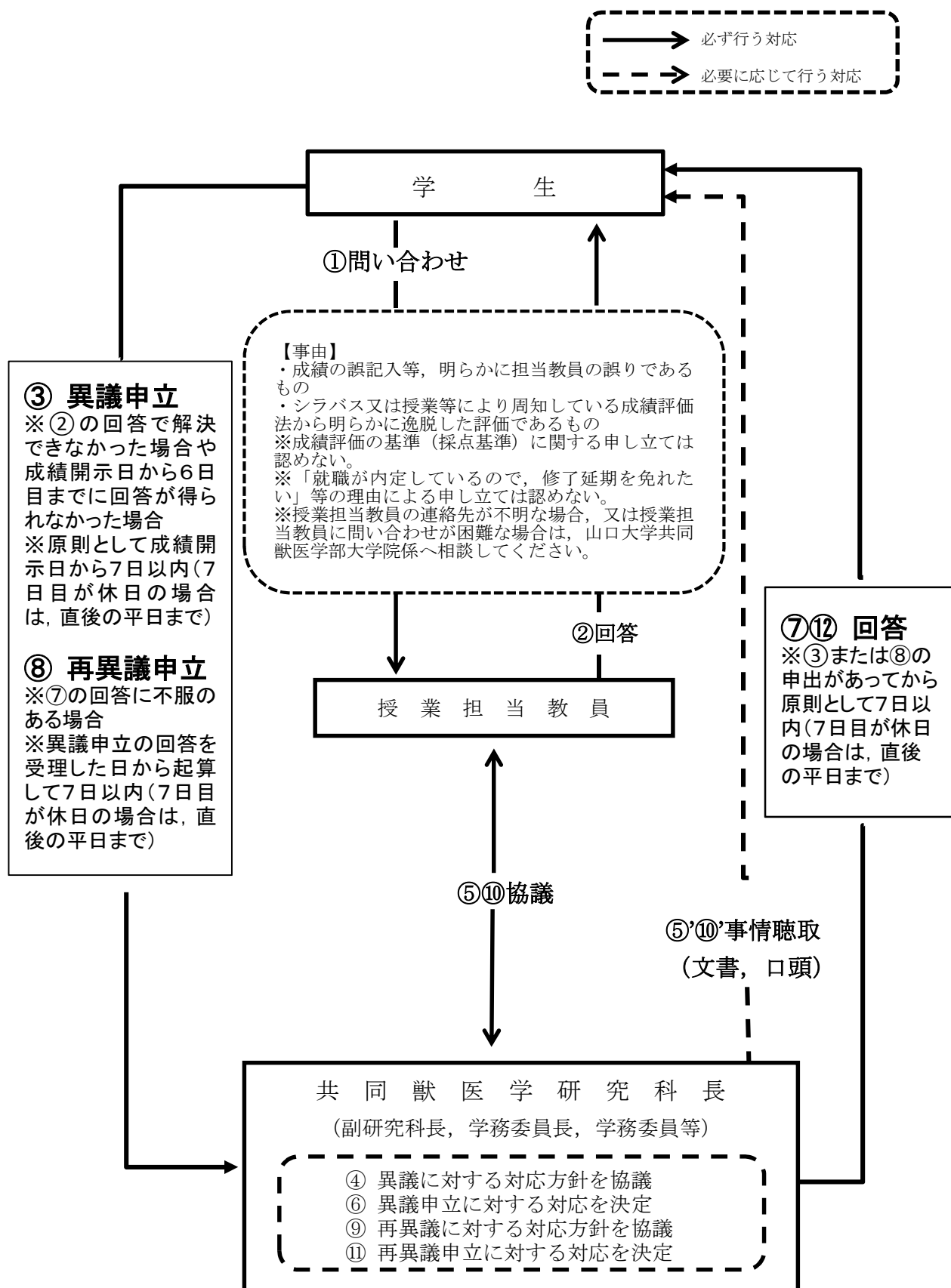
2. 異議・再異議を申立てる事由及び具体的理由

事由	いずれかに○をすること 1. 成績の誤記入等、明らかに担当教員の誤りであると思われるもの 2. シラバス又は授業等により周知している成績評価法から明らかに逸脱した評価であると思われるもの
具体的理由 (又は、異議申立てに対する回答への不服)	

注1 成績評価の基準(採点基準)に関する異議申立ては受付できません。

注2 「就職が内定しているので、修了延期を免れたい」等の理由による異議申立ては受付できません。

共同獣医学研究科における成績評価異議・再異議申立対応フローチャート



山口大学学位規則（抄）

制 定 昭和 42 年 7 月 11 日規則第 27 号
改 正 令和 7 年 3 月 13 日規則第 20 号

（趣旨）

第 1 条 この規則は、学位規則(昭和 28 年文部省令第 9 号)第 13 条第 1 項並びに山口大学大学院学則(昭和 42 年規則第 26 号。以下「本学大学院学則」という。)第 24 条第 5 項及び国立大学法人山口大学学則(平成 16 年規則第 1 号。以下「本学学則」という。)第 56 条第 3 項の規定に基づき、山口大学(以下「本学」という。)が授与する学位に関し必要な事項を定める。

（学位及び専攻分野の名称）

第 2 条 本学において授与する学位は、博士、修士、専門職学位及び学士とする。

2 博士、修士及び学士の学位に付記する専攻分野の名称は、次のとおりとする。

学 位	研究科又は学部名	専攻分野の名称
博 士	医学系研究科	
	医学博士課程	医学
	博士後期課程	保健学
	創成科学研究科	
	博士後期課程	理学，工学，医工学，生命科学又は学術
	東アジア研究科	学術
	共同獣医学研究科	獣医学
修 士	(略)	(略)
学 士	(略)	(略)

3 (略)

（学位授与の要件）

第 3 条 博士の学位は、本学大学院学則の定めるところにより、博士課程を修了した者に授与する。

2 修士の学位は、本学大学院学則の定めるところにより、博士前期課程又は修士課程を修了した者に授与する。

3 専門職学位は、本学大学院学則の定めるところにより、専門職学位課程を修了した者に授与する。

4 学士の学位は、本学学則の定めるところにより、卒業を認定された者に授与する。

（論文提出による学位）

第 4 条 前条に定めるもののほか、博士の学位は、論文を提出して、その審査及び試験に合格し、かつ、博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者に授与することができる。

2 前項により博士の学位の授与を申請する者は、学位申請書に論文・論文目録、論文内容の要旨、履歴書及び論文審査手数料として 57,000 円を添え、研究科長を経て学長に提出しなければならない。

3 本学大学院の博士課程に所定の修業年限以上在学し、所定の単位を修得して退学した者が、博士の学位の授与を申請するときは、前項の規定による。ただし、退学したときから 1 年以内に論文を提出した場合は、論文審査手数料を免除する。

4 第2項の申請を受理したときは、論文の審査及び試験を行うほか、外国語及び専攻学術に関し、本学大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認するための試問を行う。ただし、前項の規定による場合で、退学した日から研究科で定める年限内に申請するときは、試問を免除することができる。

5 試問は、口頭又は筆答により行い、外国語については、教授会で定めるところによる。
(審査委員)

第5条 本学大学院学則第22条及び第23条に定める論文の審査(博士前期課程及び修士課程にあっては論文又は特定の課題についての研究成果の審査)及び最終試験並びに前条に定める論文の審査、試験及び試問(以下「論文審査等」という。)は、教授会が行う。

2 教授会は、論文審査等を行うために審査委員を選出する。

3 前項の審査委員には、当該研究科担当の教授が3名以上含まれていなければならないものとし、必要に応じ、当該研究科担当の准教授、講師若しくは助教、本学大学院の他の研究科担当の教授、准教授、講師若しくは助教又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を加えることができる。

4 前項の規定にかかわらず、医学博士課程又は博士後期課程における論文審査等の場合であって、当該研究科担当の教授3名を得ることができないときにあっては、当該研究科担当の教授2名までを本学大学院の他の研究科担当の教授に代えることができるものとし、博士前期課程又は修士課程における論文審査等の場合にあつては、当該研究科担当の教授2名までを当該研究科担当の准教授、講師若しくは助教又は本学大学院の他の研究科担当の教授、准教授、講師若しくは助教に代えることができるものとする。

(審査資料)

第6条 教授会は、論文の審査のため必要があるときは、論文提出者に対して当該論文の副本、模型、標本その他必要な資料の提出を求めることができる。

(審査期間)

第7条 論文審査等は、博士前期課程及び修士課程にあっては在学中に、博士課程にあっては、論文受理後1年以内に終了するものとする。

(審査委員の報告)

第8条 審査委員は、論文審査等が終了したときは、その結果を文書をもって教授会に報告するものとする。

(課程の修了及び論文の審査の認定)

第9条 教授会は、前条の報告に基づき、第3条第1項及び第2項に規定する者については、博士課程、博士前期課程及び修士課程の修了の可否を、第4条第1項に規定する者については、論文審査等の可否を認定する。

2 (略)

3 前2項の教授会は、構成員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

4 第1項及び第2項の認定は、教授会の出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

(認定の報告)

第10条 研究科長は、前条による認定の結果を所定の様式により、学長に報告するものとする。

(学位の授与)

第11条 学長は、前条の報告に基づき、学位の授与の可否を決定し、合格者に博士若しくは修士の学位又は専門職学位を授与する。

- 2 学長は、本学学則第 56 条第 1 項の規定に基づき、卒業を認定し、学士の学位を授与する。
- 3 学位記は、別記第 1 号様式から別記第 6 号様式までのとおりとする。ただし、別記第 1 号様式から別記第 3 号様式まで及び別記第 4 号様式から別記第 6 号様式までの学位記については、本学と外国の大学との間に締結したダブル・ディグリー・プログラムにより学位を授与する場合は、当該学位記において、当該学位がダブル・ディグリー・プログラムによるものであることを付記できるものとし、別記第 3 号の 2 様式の学位記については、和文に併記する英文等をカセサート大学との協議により記載するものとする。

(学位授与の報告)

第 12 条 学長は、本学において博士の学位を授与したときは、授与した日から 3 月以内に所定の様式により文部科学大臣に報告し、学位簿に登録するものとする。

(論文要旨の公表)

第 13 条 本学は、博士の学位を授与したときは、学位を授与した日から 3 月以内に、論文の要旨及び論文審査の結果の要旨を山口大学学術機関リポジトリ(以下「機関リポジトリ」という。)の利用により公表するものとする。

(論文の公表)

第 14 条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から 1 年以内に当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位の授与を受ける前に、既に公表しているときは、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、本学の承認を得て、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする
- 3 博士の学位を授与された者が行う前 2 項の規定による公表は、機関リポジトリの利用により行うものとする。

(学位の名称の使用)

第 15 条 学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、本学名を付記するものとする。

(学位授与の取消し)

第 16 条 博士若しくは修士の学位又は専門職学位を授与された者が、その名誉を傷つける行為があったとき又は不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は、当該教授会の意見を聴いて、学位の授与を取り消し、学位記を返還させ、その旨公表するものとする。

2 前項の教授会は、構成員の 3 分の 2 以上の出席がなければ開くことができない。

3 第 1 項の議決は、教授会の出席者の 3 分の 2 以上の同意を必要とする。

(その他)

第 17 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別記第3号様式（第11条関係）

第3条第1項の規定により授与する学位記
（共同獣医学研究科博士課程を修了した場合）

共獣博甲第	号	学	位	記
大 山 学 口		氏 名 年 月 日生		
山口大学大学院及び鹿児島大学大学院の共同獣医学研究科獣医学専攻の博士課程において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したの で山口大学大学院を修了したことを認め博士（獣医学）の学位を授与する				
年 月 日		氏 名 氏 名 氏 名		
山口大学大学院共同獣医学研究科長		鹿児島大学大学院共同獣医学研究科長		
印		印		
山 口 大 学 長 氏 名		鹿 児 島 大 学 長 氏 名		
印		印		

別記第6号様式（第11条関係）

第4条第1項の規定により授与する学位記
（共同獣医学研究科に論文を提出した場合）

共獣博乙第	号	学	位	記
大 山 学 口		氏 名 年 月 日生		
山口大学に学位論文を提出し所定の審査及び試験に合格したので博士（獣医学）の学位を授与する				
年 月 日		氏 名 氏 名 氏 名		
山口大学大学院共同獣医学研究科長		鹿児島大学大学院共同獣医学研究科長		
印		印		
山 口 大 学 長 氏 名		鹿 児 島 大 学 長 氏 名		
印		印		

山口大学大学院共同獣医学研究科の学位論文審査等に関する細則

令和 2 年 1 月 15 日 研究科教授会
一部改正 令和 5 年 4 月 19 日 研究科教授会

第 1 章 総 則

(趣旨)

第 1 条 この細則は、山口大学大学院共同獣医学研究科規則第13条の規定に基づき、山口大学大学院共同獣医学研究科（以下「研究科」という。）における学位論文の審査等に関し必要な事項を定める。

第 2 章 課程修了による博士の学位

(学位論文提出の資格)

第 2 条 学位論文を提出することのできる者は、次の各号の一に掲げる者とする。

- (1) 研究科に 4 年以上在学し、定められた授業科目につき 30 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた者
- (2) 研究科に 3 年以上在学し、定められた授業科目につき 30 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受け、特に優れた研究業績を上げ主指導教員が推薦した者（学位論文審査申請期日）

第 3 条 前条第 1 号に掲げる者が、標準修業年限内に学位論文審査を申請するときは、第 4 条に定める書類を最終年次の所定の期日までに提出するものとする。ただし、標準修業年限を超えて在学する者は、随時提出できるものとする。

2 前条第 2 号に掲げる者のうち、第 3 年次に在学している者でその年次内に学位論文審査を申請するときは、第 4 条に定める書類及び主指導教員の推薦書を所定の期日までに提出するものとし、その他の者は、随時提出できるものとする。

(学位論文提出の手続)

第 4 条 第 2 条に掲げる者が学位論文の審査を受けようとするときは、次の各号に掲げる書類を主指導教員の承認を得て共同獣医学研究科長（以下「研究科長」という。）に提出しなければならない。

- | | |
|--|----------|
| (1) 学位論文審査申請書（別紙様式第 1 号の 1） | 1 部 |
| (2) 論文目録（別紙様式第 2 号） | 1 ファイル |
| (3) 学位論文（和文又は英文） | 1 ファイル |
| (4) 学位論文要旨（別紙様式第 3 号：和文 2,000 字又は英文 800 語程度） | 1 ファイル |
| (5) 学位論文の基礎となる学会誌等に発表された学術論文 | 各 1 ファイル |
| (6) 共著論文要旨（別紙様式第 4 号） | 各 1 ファイル |
| (7) 承諾書（学術論文が共著の場合）（別紙様式第 5 号） | 各 1 部 |
| (8) 履歴書（別紙様式第 6 号） | 1 部 |
| (9) その他必要と認めるもの | |

(学位論文の受理及び研究科教授会への付議)

第5条 研究科長は、前条の規定により学位論文の提出があったときは、研究科教授会に付議し、受理の可否を決定する。

2 前項の研究科教授会において主指導教員は、本人の経歴、研究指導の状況及び研究の概要等を報告するものとする。

3 研究科長は、受理した学位論文の審査及び最終試験を研究科教授会に付議する。

第3章 論文提出による博士の学位

(学位の授与を申請することのできる資格)

第6条 論文提出による博士の学位を申請できる者は、次の各号の一に掲げる者とする。

(1) 研究科に4年以上在学し、定められた授業科目につき30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受け、退学した者

(2) 研究科の学位申請資格審査(以下「資格審査」という。)に合格した者
(資格審査)

第7条 前条第2号の資格審査を受けようとするときは、次の各号に掲げる書類を所定の期日までに提出しなければならない。

- | | |
|------------------------------|--------|
| (1) 学位申請資格審査申請書(別紙様式第8号) | 1部 |
| (2) 既発表論文目録(別紙様式第9号) | 1ファイル |
| (3) 学位論文の基礎となる学会誌等に発表された学術論文 | 各1ファイル |
| (4) 前号以外の既発表参考論文 | 各1ファイル |
| (5) 履歴書(別紙様式第6号) | 1部 |
| (6) 研究歴証明書(別紙様式第7号) | 1部 |
| (7) 研究指導担当有資格教員の推薦状 | 1部 |

第8条 研究科長は、前条の規定により書類等の提出があったときは、資格審査を共同獣医学部学務委員会(以下「学務委員会」という。)に付託する。

第9条 学務委員会は、前条の付託があったときは、速やかに資格審査委員会を組織し、審査を行うものとする。

2 前項の審査は、付託を受けてから2か月以内に終了するものとし、学務委員会は、その結果を研究科長に報告しなければならない。

第10条 研究科長は、前条の報告を受けたときは研究科教授会に諮り、資格審査の可否を決定するものとする。

(学位論文提出の手続)

第11条 第6条に掲げる者が学位論文の審査を受けようとするときは、次の各号に掲げる書類に学位論文審査手数料(第6条第1号に掲げる者が、退学の日から1年以内に提出する場合は、学位論文審査手数料を免除する。)を添えて、所定の期日までに研究科長に提出しなければならない。

- | | |
|--------------------------|----|
| (1) 学位論文審査申請書(別紙様式第1号の2) | 1部 |
|--------------------------|----|

- | | |
|--|----------|
| (2) 論文目録（別紙様式第2号） | 1 ファイル |
| (3) 学位論文（和文又は英文） | 1 ファイル |
| (4) 学位論文要旨（別紙様式第3号：和文2,000字又は英文800語程度） | 1 ファイル |
| (5) 学位論文の基礎となる学会誌等に発表された学術論文 | 各 1 ファイル |
| (6) 共著論文要旨（別紙様式第4号） | 各 1 ファイル |
| (7) 承諾書（学術論文が共著の場合）（別紙様式第5号） | 各 1 部 |
| (8) 第5号の学術論文を除く既発表参考論文 | 各 1 ファイル |
| (9) 履歴書（別紙様式第6号） | 1 部 |
| (10) 最終学校の卒業証明書又は修了証明書 | 1 部 |
| (11) その他必要と認めるもの | |

（学位論文の受理及び研究科教授会への付議）

第12条 研究科長は、前条の規定により学位論文の提出があったときは、研究科教授会に付議し、受理の可否を決定する。

2 研究科長は、受理した学位論文の審査及び試問を研究科教授会に付議する。

第4章 論文の審査

（審査委員会）

第13条 研究科教授会は、受理した学位論文ごとに速やかに審査委員会を設ける。

2 審査委員会は、主査1人、副査4人の委員をもって組織する。

3 審査委員会の主査及び副査は、研究科教授会において選出する。

4 研究科教授会が、学位論文審査のため必要と認めた場合は、本学大学院の他の研究科、他の大学院若しくは研究所等の協力を得ることができる。

（審査基準）

第14条 学位論文審査にあたっては以下の観点を十分に考慮する。

- (1) 当該研究領域において学術的意義を有し、かつ独創的である。
- (2) 専門領域の知識を十分に持ち、その領域の研究課題を的確に把握している。
- (3) 研究データや解析結果を適切に評価し、厳格な論証が展開されている。
- (4) 研究倫理について十分に理解し、それを遵守している。
- (5) 先端的かつ発展的な研究を立案・遂行する能力を身につけている。
- (6) 論文及び口頭発表は論理的に分かりやすく構成されている。
- (7) 国際的に活躍するためのコミュニケーション能力を身につけている。

（審査、最終試験若しくは試験及び試問並びに論文発表）

第15条 審査委員会は、学位論文を受理した日から1年以内に審査、最終試験若しくは試験及び試問並びに公開の論文発表会を終了し、その結果は文書をもって研究科教授会に報告しなければならない。

2 最終試験は、第2条に掲げる者又は第6条第1号に掲げる者について、学位論文を中心とし、これに関連する科目について、口頭又は筆答により行うものとする。

3 試験及び試問は、第6条第2号に掲げる者について、専攻学術に関し、博士課程

を修了して学位を授与される者と同等以上の広い学力を有することを確認するため行うものとし、学位論文を中心とし、これに関連する科目について、口頭又は筆答により行うものとする。この場合において、外国語試験は英語について行うものとする。

- 4 第1項に規定する報告の文書は、学位論文審査の結果の要旨（別紙様式10号）及び最終試験の結果の要旨（別紙様式第11号）若しくは試験及び試問の結果の要旨（別紙様式第12号）とする。

（可否の決定）

第16条 研究科教授会は、前条の報告に基づいて審査の上、投票により可否を決定する。

第5章 雑 則

（報告）

第17条 研究科長は、前条の規定による研究科教授会の意見を聴いて、学位論文の可否を決定したときは、速やかに山口大学学位規則第10条の規定に基づき、学長に報告しなければならない。

（その他）

第18条 この細則に定めるもののほか、学位論文の審査等に関して必要な事項は、研究科教授会の意見を聴いて、研究科長が定める。

附 則

この細則は、令和5年4月19日から施行する。

(別表)

学位論文審査手続一覧(4月入学者)

山口大学大学院共同獣医学研究科

区 分 事 項	課 程 博 士				論文博士	
	第 2 条第 1 号		第 2 条第 2 号 (期間短縮)	第 6 条第 1 号 (所定単位の 取得による 退学後 1 年以内)	第 6 条第 1 号 (所定単位の 取得による 退学後 4 年以内)	第 6 条第 2 号 (論文提出)
	(標準 内)	(標準 外)				
学位論文審査手数料	不 要	不 要	不 要	免 除	5 7 千円	5 7 千円
学位論文の基礎となる 学術論文（筆頭）	2 編 （入学前 1 年以内に発 表したもの を含む）	2 編 （入学前 1 年以内に発 表したもの を含む）	2 編 （特に優れた 研究業績の有 る場合で、入 学前 1 年以内 に発表したも のを含む）	2 編 （入学前 1 年 以内に発表し たものを含 む）	2 編 （入学前 1 年 以内に発表し たものを含 む）	基礎 2 編 他に 1 編
外 国 語 試 験				課さない	課さない	課す
資 格 審 査 申 請 期 限			(3 年次) 11 月下旬 (4 年次) 5 月下旬			3 月下旬 9 月下旬
学位申請資格審査			受付後直近の 学務委員会		資格審査 なし	受付後直近の 学務委員会
資格の有無の可否			受付後直近の 学務委員会			受付後直近の 学務委員会
論 文 提 出 期 限	11 月下旬	5 月下旬 11 月下旬	(3 年次) 11 月下旬 (4 年次) 5 月下旬	5 月下旬 11 月下旬	5 月下旬 11 月下旬	5 月下旬 11 月下旬
論文受理の可否 (審査委員会設置)	受付後直近の学務委員会、研究科教授会					
論文審査委員会 (論文発表会)	～1 月下旬	～7 月下旬 ～1 月下旬	～1 月下旬 ～7 月下旬	～7 月下旬 ～1 月下旬	～7 月下旬 ～1 月下旬	～7 月下旬 ～1 月下旬
論文審査・最終試験 の 合 否 決 定	研究科教授会 2 月上旬	研究科教授会 9 月中旬 2 月上旬	研究科教授会 2 月上旬 9 月中旬	研究科教授会 9 月中旬 2 月上旬	研究科教授会 9 月中旬 2 月上旬	研究科教授会 9 月中旬 2 月上旬
合格者の報告	合 格 決 定 後 速 や か に					
学 位 記 授 与 日	3 月 16 日	3 月 16 日又は 9 月 30 日				
	※ 学位記授与日は基準日であり、年度によって変わることがあります。					
備 考						

(別表)

学位論文審査手続一覧(10月入学者)

山口大学大学院共同獣医学研究科

区 分 事 項	課 程 博 士			論文博士		
	第 2 条第 1 号		第 2 条第 2 号 (期間短縮)	第 6 条第 1 号 (所定単位の 取得による 退学後 1 年以内)	第 6 条第 1 号 (所定単位の 取得による 退学後 4 年以内)	第 6 条第 2 号 (論文提出)
	(標準内)	(標準外)				
学位論文審査手数料	不 要	不 要	不 要	免 除	5 7 千円	5 7 千円
学位論文の基礎となる 学術論文（筆頭）	2 編 (入学前 1 年以内に発 表したもの を含む)	2 編 (入学前 1 年以内に発 表したもの を含む)	2 編 (特に優れた 研究業績の有 る場合で、入 学前 1 年以内 に発表したも のを含む)	2 編 (入学前 1 年 以内に発表し たものを含 む)	2 編 (入学前 1 年 以内に発表し たものを含 む)	基礎 2 編 他に 1 編
外 国 語 試 験				課さない	課さない	課す
資 格 審 査 申 請 期 限			(3 年次) 5 月下旬 (4 年次) 11 月下旬			9 月下旬 3 月下旬
学 位 申 請 資 格 審 査			受付後直近の 学務委員会		資格審査 なし	受付後直近の 学務委員会
資 格 の 有 無 の 可 否			受付後直近の 学務委員会			受付後直近の 学務委員会
論 文 提 出 期 限	5 月下旬	11 月下旬 5 月下旬	(3 年次) 5 月下旬 (4 年次) 11 月下旬	11 月下旬 5 月下旬	11 月下旬 5 月下旬	11 月下旬 5 月下旬
論 文 受 理 の 可 否 (審 査 委 員 会 設 置)	受付後直近の学務委員会、研究科教授会					
論 文 審 査 委 員 会 (論 文 発 表 会)	～7 月下旬	～1 月下旬 ～7 月下旬	～7 月下旬 ～1 月下旬	～1 月下旬 ～7 月下旬	～1 月下旬 ～7 月下旬	～1 月下旬 ～7 月下旬
論文審査・最終試験 の 合 否 決 定	研究科教授会 9 月中旬	研究科教授会 2 月上旬 9 月中旬	研究科教授会 9 月中旬 2 月上旬	研究科教授会 2 月上旬 9 月中旬	研究科教授会 2 月上旬 9 月中旬	研究科教授会 2 月上旬 9 月中旬
合 格 者 の 報 告	合 格 決 定 後 速 や か に					
学 位 記 授 与 日	9 月 30 日	9 月 30 日又は 3 月 16 日				
	※ 学位記授与日は基準日であり、年度によって変わることがあります。					
備 考						

学位論文審査申請書

年 月 日

山口大学大学院共同獣医学研究科長 殿

主指導教員

承認印 または 署名

申請者

年度入学

山口大学大学院共同獣医学研究科

氏名

(自署)

山口大学大学院共同獣医学研究科の学位論文審査等に関する細則第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添え学位論文の審査を申請いたします。

記

論文目録	1 ファイル
学位論文	1 ファイル
学位論文要旨	1 ファイル
学位論文の基礎となる学会誌等に発表された学位論文	各 1 ファイル
共著論文要旨	各 1 ファイル
承諾書	各 1 部
履歴書	1 部

- (備考) 1 共著論文要旨及び承諾書は、学位論文の基礎となる学位論文が共著である場合に提出すること。
- 2 学位論文が印刷予定のものである場合は、「印刷公表することを予約した掲載承諾書又は出版契約書」を添付すること。
- 3 氏名は必ず本人が自署すること。

学位論文審査申請書

年 月 日

山口大学大学院共同獣医学研究科長 殿

申請者

(自署)

山口大学大学院共同獣医学研究科の学位論文審査等に関する細則第11条第1項の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添え学位論文の審査を申請いたします。

記

論文目録	1 ファイル
学位論文	1 ファイル
学位論文要旨	1 ファイル
学位論文の基礎となる学会誌等に発表された学位論文	各 1 ファイル
共著論文要旨	各 1 ファイル
承諾書	各 1 部
学位論文以外の既発表参考論文	各 1 ファイル
履歴書	1 部
最終学校の卒業証明書	1 部
審査手数料	57,000 円

- (備考) 1 共著論文要旨及び承諾書は、学位論文の基礎となる学位論文が共著である場合に提出すること。
- 2 学位論文が印刷予定のものである場合は、「印刷公表することを予約した掲載承諾書又は出版契約書」を添付すること。
- 3 氏名は必ず本人が自署すること。
- 4 最終学校の卒業証明書は、単位取得退学者は不要。
- 5 審査手数料は、単位取得退学後1年以内の者は不要。

論 文 目 録		氏 名
学 位 論 文 題 目 :		
主 論 文 (学位論文の基礎となる学術論文)		
題 目 :		
著 者 名 :		
学術雑誌名 :	☐ 発表済・ ☐ 受理済	
発行年月 (又は受理年月日)	年	月
(巻・頁)	(	・ ~)
	(doi:	)
主 論 文 (学位論文の基礎となる学術論文)		
題 目 :		
著 者 名 :		
学術雑誌名 :	☐ 発表済・ ☐ 受理済	
発行年月 (又は受理年月日)	年	月
(巻・頁)	(	・ ~)
	(doi:	)
(備考) 1 学位論文題目が外国語の場合は、日本語訳を付けること。		
2 共著論文の場合、著者名は論文に記載されている順序ですべて記入すること。		
3 記載方法は The Journal of Veterinary Medical Science (JVMS) の投稿規定に準拠すること。(詳細は記入例を参照。) 欧文雑誌名の略記は Medline(PubMed), Web of Science, Scopus のいずれかの記載方法に従うこと。また、日本獣医師会雑誌は、「日獣会誌」と記載すること。		

学 位 論 文 要 旨	
題 目 :	氏 名
論 文 要 旨 :	

共 著 論 文 要 旨

氏名

題 目：

著 者 名：

論 文 要 旨

論文における申請者の役割

承 諾 書

年 月 日

山口大学大学院共同獣医学研究科長 殿

所属・職名：

共著者氏名：
(自署)

題 目：

著 者 名：

学術雑誌名：

☐発表済・☐受理済

発行年月 (受理年月日)

年 月

(巻・頁) (・ ～)

(doi:)

上記論文を_____氏が、山口大学大学院共同獣医学研究科へ博士(獣医学)の学位申請の論文として提出することを承諾します。

なお、当該論文は、学位論文として過去において使用せず、また、将来においても使用しません。

履 歴 書

フリガナ 氏 名		性 別	生 年 月 日
本 籍		〒	年 月 日
現 住 所		TEL ()	
学 歴			
年 月	高等学校	卒業	
年 月	入学	卒業	
年 月	卒業, 修了, 見込, 退学	入学	
年 月	卒業, 修了, 修了見込, 退学	入学	
年 月	卒業, 修了, 修了見込, 退学	入学	
年 月	卒業, 修了, 修了見込, 退学	入学	
職 歴			
年 月			
年 月			
年 月			
研 究 歴			
年 月	年 月		
年 月	年 月		
年 月	年 月		
学会及び社会における活動			
年 月			
年 月			
年 月			
上記のとおり相違ありません。			
年 月 日	氏 名		
	(自 署)		

※年月日は全て西暦で記載すること。

研 究 歴 証 明 書

氏 名 _____
(生年月日) 年 月 日生

上記の者は、本 _____ において下記のとおり研究に従事したことを証明する。

年 月 日

(研究機関の長)

職印

記

- 1 研究に従事した期間
年 月 日 ～ 年 月 日
- 2 研究に従事した期間の身分
- 3 研究指導者の職・氏名
- 4 主な研究事項

学位資格審査申請書

山口大学大学院共同獣医学研究科長 殿

年 月 日

申請者
(自署)

山口大学大学院共同獣医学研究科の学位論文審査等に関する細則第7条の規定により、学位論文提出の資格審査を受けたいので、下記のとおり関係書類を添え申請いたします。

記

既発表論文目録

学位論文の基礎となる学会誌等に発表された学術論文

上記学術論文以外の既発表参考文献

履歴書

研究歴証明書

研究指導担当有資格教員の推薦状

1 ファイル
各 1 ファイル
各 1 ファイル
1 部
1 部
1 部

(備考) 申請者氏名は、本人が自署すること。

既発表論文目録

1 学位論文の基礎となる論文

論文名:

著者名:

学術雑誌名:

発行年月(又は受理年月日)
(巻・頁)

□発表済・□受理済
年 月
(. . ~)
(doi:)

論文名:

著者名:

学術雑誌名:

発行年月(又は受理年月日)
(巻・頁)

□発表済・□受理済
年 月
(. . ~)
(doi:)

論文名:

著者名:

学術雑誌名:

発行年月(又は受理年月日)
(巻・頁)

□発表済・□受理済
年 月
(. . ~)
(doi:)

2 その他の参考文献

論文名:

著者名:

学術雑誌名:

発行年月(又は受理年月日)
(巻・頁)

□発表済・□受理済
年 月
(. . ~)
(doi:)

作成要領

- 1) 発表した論文は過去のものから順番に記載すること。
2) 欧文雑誌名の略記は Medline (PubMed), Web of Science, Scopus のいずれかの記載方法に従う。また、日本獣医師会雑誌は、「日獣会誌」と記載すること。

学位論文審査の結果の要旨

氏 名	
	主 査： 印
	副 査： 印
審 査 委 員	副 査： 印
	副 査： 印
	副 査： 印
題 目	
審査結果の要旨：	

2,000 字以内

最終試験の結果の要旨

氏 名	
	主 査： 印
	副 査： 印
審 査 委 員	副 査： 印
	副 査： 印
	副 査： 印
実施年月日	年 月 日
試験方法	口 頭 ・ 筆 答 (該当するものを○で囲むこと)
試験結果の要旨：	

試験及び試験の結果の要旨

氏 名	
審査委員	主 査： 印
	副 査： 印
	副 査： 印
	副 査： 印
	副 査： 印
外国語試験の受験年月日	年 月 日
外国語試験の結果	合 ・ 否 (該当するものを○で開むこと)
試験の実施年月日	年 月 日
試 問 方 法	口 頭 ・ 筆 答 (該当するものを○で開むこと)
試験結果の要旨：	

山口大学大学院共同獣医学研究科の学位論文審査等に関する細則の運用方針

令和 2 年 1 月 15 日 研究科教授会
一部改正 令和 3 年 10 月 20 日 研究科教授会

山口大学大学院共同獣医学研究科の学位論文審査等に関する細則（以下「細則」という。）第 18 条の規定に基づき、細則に関する運用方針を次のとおり定める。

第 2 条関係（学位論文提出の資格）

- 1 学位論文を提出することのできる者は、審査制度の確立されている評価の高い学術雑誌に発表した（掲載が許可された場合を含む。）学術論文（以下「学術論文」という。）のうち、学位論文の基礎となるものを原則として 2 編以上有しなければならない。
- 2 「特に優れた研究業績」とは、前項に定める学術論文のうち 1 編以上が学問的な価値が高く、かつ、一流欧文誌に掲載された（掲載が許可された場合を含む。）ことをいう。この場合において「特に優れた研究業績」に係る評価等については、別に定める資格審査を行うものとする。
- 3 前 2 項の学術論文は、入学日前 1 年以内に発表したものを含むことができる。

第 4 条及び第 11 条関係（学位論文提出の手続）

- 1 主指導教員が学位論文の提出に関する承認を行う際には、あらかじめ副指導教員と十分な協議を行うものとする。
- 2 学位論文の基礎となる学術論文のうち、共著のものについては、申請者が筆頭著者（複数の筆頭著者がいる場合は、一番目に表記されている著者）であり、共著者が過去において、いずれの大学に対しても学位論文として申請していないことを要する。
- 3 学位論文の基礎となる学術論文については、原著論文として印刷公表したもの又は印刷予定のものとする。この場合において、印刷予定のものについては、印刷公表することを予定した掲載承諾書又は出版契約書を添付するものとする。
- 4 細則第 6 条第 1 項に該当する場合は、細則第 11 条第 10 号の書類の提出の必要はないこととする。

第 6 条関係（学位の授与を申請することのできる資格）

- 1 第 6 条第 2 号に掲げる者は、次表に定める所定の研究歴を有する者でなければならない。

学歴区分	研究歴
大学において6年制獣医学課程等を卒業した者	5年以上
大学院修士課程を修了した者	5年以上
4年制大学の課程を卒業した者	7年以上
上記以外の者は、研究科教授会で決定する	

備考：研究歴における内容の評価については、資格審査委員会に委ねる。

- 2 学位論文を提出することのできる者は、学位論文の基礎となる学術論文を原則として2編以上かつその他の学術論文を1編以上有さなければならない。ただし、学位論文の基礎となる学術論文を3編以上有する場合は、その他の学術論文は特に必要としない。また、これらの学術論文は、すべて申請者が筆頭著者（複数の筆頭著者がいる場合は、一番目に表記されている著者）であることを要する。
- 3 第1号に規定する者が退学後1年以内に学位の授与を申請する場合は、第2条関係第1項に準じて取り扱う。
- 4 第1号に規定する者が、学位論文を提出し、退学後1年以内に審査及び最終試験に合格したときは、山口大学学位規則第3条第1項に準じて取り扱うことができる。

第7条関係、第9条関係及び第10条関係（資格審査）

- 1 細則第7条第1項第6号に規定する研究歴証明書は、細則第7条に規定する所定の期日に第6条関係第1項に規定する研究歴に満たないが、細則第11条に規定する所定の期日までに第6条関係第1項に規定する研究歴を満たす場合、見込みとして提出することができる。ただし、細則第11条に規定する所定の期日までに研究歴が成就した研究歴証明書を改めて提出することを要する。
- 2 細則第9条第1項に規定する資格審査委員会に関することは別に定める。

第13条関係（審査委員会）

- 1 審査委員会委員は、原則として共同獣医学研究科における研究指導を担当する資格を有する者の中から選出する。
- 2 主査は、原則として次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 細則第2条第1号及び第2号に該当する者にあつては主指導教員
 - (2) 細則第6条第1号に該当する者にあつては、在学時の主指導教員又はこれに準ずる教員
 - (3) 細則第6条第2号に該当する者にあつては、細則第7条第7号の推薦状記載の教員
- 3 副査4人のうち少なくとも1人は、鹿児島大学における共同獣医学研究科担当大学教育職員を含むものとする。

第 15 条関係（審査，最終試験若しくは試験及び試問並びに論文発表）

- 1 試験及び試問としての外国語試験は，英語について口頭又は筆答により行う。ただし，外国人については，日本語を加えて選択できるものとする。
- 2 公開の論文発表会は山口大学において行い，開催日の 2 週間前までに申請者の氏名，論文題目並びに開催の日時及び場所を構成大学に公示するものとする。
- 3 研究科長は，研究科教授会で学位論文の受理決定後，速やかに各構成大学において，申請者全員の学位論文等関係書類を共同獣医学研究科担当大学教育職員が縦覧できるよう措置するものとする。

附 記

この運用方針は，令和 3 年 10 月 20 日から実施する。

山口大学大学院共同獣医学研究科の学位論文審査等に関する細則及び同運用方針についての申し合わせ

令和 2 年 1 月 15 日 研究科教授会

一部改正 令和 5 年 3 月 15 日 研究科教授会

この申し合わせは、学位論文審査等に関する細則及び同運用方針の解釈及び取り扱いに関して、研究科教授会で協議決定した必要な事項について申し合わせる。

(学位論文提出の資格並びに学位の授与を申請することのできる資格)

- 1 運用方針第 2 条関係第 1 項に規定する「審査制度の確立されている評価の高い学術雑誌」とは、次に掲げる学術雑誌をいう。

(1) Medline (PubMed) , Web of Science (Science Citation Index Expanded, もしくは Social Sciences Citation Indexに限る) , Scopusのいずれかに収録されている学術雑誌とする。また、これら学術雑誌は、英語論文のものに限ることとし、原則として紀要は認めない。

(2) 日本獣医師会雑誌

(3) 上記の他に、研究テーマの性質からその研究成果を上記 (1) あるいは (2) に掲げる学術雑誌以外の学術雑誌に投稿しなければならない場合、あらかじめその理由を述べた学術認定申請書を研究科長に提出する。研究科教授会で審査のうえ、当該学生が学位取得までの間、その学術雑誌を認める場合がある。

- 2 運用方針第 2 条関係第 1 項に規定する「学位論文の基礎となる学術論文を原則として 2 編以上」には第 1 項 (1) を 1 編以上、また運用方針第 6 条関係第 2 項に規定する「学位論文の基礎となる学術論文を原則として 2 編以上かつその他の学術論文を 1 編以上」には、第 1 項 (1) を 2 編以上含むこととする。

- 3 運用方針第 2 条関係第 2 項に規定する「特に優れた研究業績」に係る「一流欧文誌」とは「Journal Citation Reports」に掲載された、次の学術雑誌をいう。

(1) Medline (PubMed) , Web of Science (Science Citation Index Expanded, もしくは Social Sciences Citation Indexに限る) , Scopusのいずれかに収録されているもの。

在籍期間内 (学位論文申請日まで) に公開されている Journal Citation Reports (Science Citation Index Expanded) ランキング表の 2,000 位までを適用する。

- 4 細則第 2 条第 2 号に規定する「特に優れた研究業績」の評価については、別に定める修業年限短縮資格審査申請書 (様式 1-1 ~ 様式 1-3) に基づき行うものとする。

(資格審査)

- 5 運用方針第 2 条関係第 2 項及び細則第 9 条に規定する資格審査委員会等は、次のとおりとする。

- (1) 細則第2条第2号(修業年限短縮)及び細則第6条第2号(論文博士)の資格審査委員会委員には、研究科教授会委員を充てるものとする。
- (2) 資格審査委員会の委員長は、関連分野に近い研究科教授会委員を互選するものとする。ただし、研究科長は除くものとする。
- (3) 申請資格の有無の判定は、無記名投票により行い、出席審査委員の3分の2以上の有票をもって有資格者と判定するものとする。
- (4) 資格審査の結果報告書の様式は様式2及び様式3のとおりとする。

(試験及び試問)

6 細則第15条第3項に規定する外国語試験(以下「試験」という。)の実施については、次のように取り扱うものとする。

- (1) 試験は、細則第15条第1項で規定する公開の論文発表会の日に行うこととする。
- (2) 試験(問題作成等を含む。)の実施に関しては、細則第13条で規定する学位論文審査委員会に委ねるものとする。

附 記

この申し合わせは、令和5年3月15日から実施する。

修業年限短縮資格審査申請書

山口大学大学院共同獣医学研究科長 殿

入 学 年 度
申請者氏名
(自署)
年 度

年 月 日

このことについて、山口大学大学院共同獣医学研究科の学位論文審査等に関する細則第 2 条第 2 号の規定に基づき、修業年限短縮の資格審査を受けたので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

添付書類

- 1 資格審査調書 (様式 1－2) 1 部
- 2 主指導教員の推薦書 (様式 1－3) 1 部
- 3 論文目録 (別紙様式第 2 号) 1 部
- 4 履歴書 (別紙様式第 6 号) 1 部

(備 考) 申請者氏名は必ず本人が自署すること。

修業年限短縮資格審査調書

年度入学		氏名		
修学期間等	在学期間及び	年 月 日入学	年 月 日修了予定	
	通算修業期間	年		
	留学期間及び	年 月 日入学～	年 月 日 (修業期間に参入する)	
	留学先	大学名		
休学期間	年 月 日入学～	年 月 日 (修業期間に参入しない)		
単位取得状況	秀	単位	科目数	科目
	優	単位	単位数	単位
	良	単位		
	可	単位		
	計	単位	合 計	単位
特に優れた業績一覧 (掲載雑誌名は、JCR(Journal Citation Reports)に登録されている表記で、活字体で記入及び雑誌の順位は必ず記入のこと。また、各論文の印刷又はアクセプト証明書を添付すること。)				
論文題目 1 :				
著者名 :		JCR	年版順位	位
論文題目 2 :				
著者名 :		JCR	年版順位	位
論文題目 3 :				
著者名 :		JCR	年版順位	位

上記事項について、確認済みであることを証明する。

山口大学大学院共同獣医学研究科 学務委員長 印

修業年限短縮推薦書

年 月 日

山口大学大学院共同獣医学研究科長 殿

主指導教員
氏 名

下記の者は、山口大学大学院共同獣医学研究科の学位論文審査等に関する細則第2条第2号に規定する、学位論文提出資格の「特に優れた研究業績を上げた者」に該当する者として推薦します。

記

入学年度 年度

学生氏名：

推薦理由：

修業年限短縮資格審査の結果報告書

入学年度	年度入学	申請者氏名	
報告年月日		年 月 日	
審査結果	有 ・ 無 (該当のものを○で囲むこと)		
1. 修業年限について			
2. 単位取得状況について			
3. 優れた研究業績について			

上記事項について、確認済みであることを報告する。

資格審査委員長

(様式3)

論文博士の学位申請資格審査の結果報告書

申請者氏名	
資格審査委員長	
報告年月日	年 月 日
資格審査結果	有 ・ 無 (該当のものを○で囲むこと)
1. 研究歴について	
2. 学術論文について	

山口大学大学院共同獣医学研究科学位論文等の作成要領

制 定 令和2年4月8日 学務委員会
一部改正 令和3年5月12日 学務委員会

1 学位論文

(1) PDF ファイル形式で提出。

提出先は主指導教員、副査全員、山口大学大学院共同獣医学研究科。

(2) 審査委員による要望があれば、紙媒体による提出も可とする。この場合、A4判で印刷し、ダブルクリップ等で仮綴じし提出する。

なお、提出は各審査委員に直接送付すること。

(3) 論文は、和文又は英文のいずれでもよい。

(4) 審査終了後、論文要旨及び論文全文データを所定の期日までに PDF ファイル形式で提出する。

(5) 学位論文の表紙は、以下の作成例にならない「学位論文タイトル」（英文の場合は、タイトルの下に和文を付けること。），「山口大学大学院共同獣医学研究科（英文の場合は、1行目：Joint Graduate School of Veterinary Medicine 2行目：Yamaguchi University）」及び「氏名」並びに氏名の下に「学位を授与される予定の年月（西暦）」を記載する。

＜学位論文の表紙の作成例＞

＜日本語で作成する場合＞

学位論文タイトル
タイトルが英文の場合和文タイトル
山口大学大学院共同獣医学研究科
山口 花子
2022 年 3 月

- ① 学位論文タイトルが英文の場合は、英文タイトルの下に和文のタイトルを記入する。
- ② 「山口大学大学院共同獣医学研究科」をいれる。
- ③ 氏名は学位論文申請書類と一致させる。
- ④ 記入する年月は、学位を授与される予定の年月（3月又は9月）

<英語で作成する場合>

Doctoral Title 和文タイトル Joint Graduate School of Veterinary Medicine Yamaguchi University Hanako YAMAGUCHI March 2022

- | |
|---|
| <p>① 英文のタイトルの下に和文のタイトルを記入する。</p> <p>② 英文の研究科名を入れる。
1行目「Joint Graduate School of Veterinary Medicine」
2行目「Yamaguchi University」</p> <p>③ 氏名は、学位論文申請書類と一致させる。</p> <p>④ 記入する年月は、学位を授与される予定の年月（March 又は September）。</p> |
|---|

附 則

この要領は、令和2年4月8日から実施する。

附 則

この要領は、令和3年5月12日から実施する。

学位申請者の皆さんへ

山 口 大 学 長

山口大学における厳正な学位審査への協力について（依頼）

山口大学では、学位審査に関して大学教育職員に対し公明正大な態度で臨むことを徹底するとともに、公開での博士論文発表会の実施、通報・相談窓口の設置等により透明性・客観性を確保するための学位審査体制の確立に努めています。

山口大学に学位を申請される皆さんにおかれましても、このような趣旨をご理解いただき、厳正な学位審査にご協力くださいますようお願いいたします。

学位審査に関する通報・相談窓口は以下のとおりです。学位を申請される皆さんが学位審査に関して不公正、不適切と思われること、または疑問に感じることがある場合は、下記メールアドレスにご相談ください。

記

t s u h o u @ y a m a g u c h i - u . a c . j p

※個人情報の適切な管理，通報者の秘密を守る必要性等から，
電子メールでのみの対応となります。

国立大学法人山口大学学則（抄）

制 定 平成16年4月1日規則第1号
最終改正 令和7年2月21日規則第4号

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この学則は、国立大学法人法(平成15年法律第112号)に基づき設置される国立大学法人山口大学(以下「本法人」という。)の組織及び運営並びに本法人が設置する山口大学(以下「本学」という。)の組織、運営及び学生の修学上必要な事項を定める。
(本法人の業務の範囲等)

第2条 本法人は、次の業務を行う。

- (1) 本学を設置し、これを運営すること。
- (2) 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。
- (3) 本法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の本法人以外の者と連携して教育研究活動を行うこと。
- (4) 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会の提供を行うこと。
- (5) 本学における研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること。
- (6) 本法人から委託を受けて、本法人が保有する教育研究に係る施設、設備又は知的基盤(科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成20年法律第63号)第24条の4に規定する知的基盤をいう。以下この号において同じ。)の管理及び当該施設、設備又は知的基盤の他の大学、研究機関その他の者による利用の促進に係る事業を実施する者に出資すること。

- (7) 本学における研究の成果を活用する事業(本学における技術に関する研究の成果の提供を受けて商品を開発し、若しくは生産し、又は役務を開発し、若しくは提供する事業を除く。)であって国立大学法人法施行令(平成15年政令第478号。以下「施行令」という。)で定めるものを実施する者に出資すること。
- (8) 本学における技術に関する研究の成果の活用を促進する事業であって施行令で定めるものを実施する者に出資すること。
- (9) 産業競争力強化法(平成25年法律第98号)第21条の規定による出資並びに人的及び技術的援助を行うこと。
- (10) 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

(本学の理念及び目的)

第3条 本学は、「発見し・はぐくみ・かたちにする 知の広場」を理念に、地域の基幹総合大学及び世界に開かれた教育研究機関として、たゆまぬ研究及び社会活動並びにそれらの成果に立脚した教育を実践し、地域に生き、世界に羽ばたく人材を育成することを目的とする。

(自己点検評価)

第4条 本法人は、教育研究水準の向上を図るとともに、前条の理念及び目的を達成するため、教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。

2 前項の点検及び評価並びにその結果の公表に関し必要な事項は、別に定める。

第2章 組織及び運営

第1節 構成

(事務所)

第5条 本法人の主たる事務所を山口県山口市吉田1677番地1に置く。
(学部)

第6条 (略)

(学科及び課程)

第7条 (略)

(大学院)

第8条 本学に、大学院を置き、次の研究科及び課程を設ける。

人間社会科学研究科 修士課程

教育学研究科 専門職学位課程

経済学研究科 修士課程

医学系研究科 修士課程

創成科学研究科 修士課程、博士課程

東アジア研究科 修士課程

技術経営研究科 専門職学位課程

共同獣医学研究科 修士課程

2 大学院及び各研究科に関する事項は、別に定める。

(研究所)

第9条 (略)

(図書館)

第9条の2 (略)

(機構)

第10条 本学に、次の機構及びその下部組織を置く。

教育・学生支援機構

教学マネジメント室

アドミッションセンター

教育支援センター

学生支援センター

キャリアセンター

健康科学センター

留学生センター

大学研究推進機構

産学公連携・研究推進センター

先進科学・イノベーション研究センター

知的財産センター

総合科学実験センター

2 機構に関し必要な事項は、別に定める。

(学内共同利用施設)

第10条の2 (略)

(附属学校)

第11条 (略)

(学部附属教育研究施設)

第12条 学部に、次の附属教育研究施設を置く。

- 教育学部 附属教育実践総合センター
- 医学部 附属病院
- 工学部 附属ものづくり創成センター
- 農学部 附属農場
- 共同獣医学部 附属動物医療センター

2 学部附属教育研究施設に関する事項は、別に定める。

(内部監査室)

第13条 (略)

(事務局等)

第14条 (略)

(総合技術部)

第14条の2 (略)

第2節 運営組織

(役員)

第15条 (略)

(役員の職務及び権限)

第16条 (略)

(役員会)

第17条 (略)

(経営協議会)

第18条 (略)

(教育研究評議会)

第19条 (略)

(学長選考・監察会議)

第20条 (略)

(教授会)

第21条 (略)

(会計規則)

第22条 (略)

第3節 職員組織

(職員)

第23条 本法人に、役員以外に次の職員を置き、学長が任命する。

大学教育職員

附属学校教育職員

事務系職員

施設系技術職員

教育研究系技術職員

図書系職員

技能系職員

医療職員

看護職員

教務職員

2 本法人に、前項のほか、非常勤職員その他必要な職員を置くことができる。

3 職員の職務は、学校教育法その他法令の定めるところによる。

4 職員に関し必要な事項は、別に定める。

(特命理事)

第23条の2 (略)

(副学長等)

第24条 本学に次の副学長等を置き、学長が任命する。

2 本学に、副学長若干名を置き、本法人の理事又は職員をもって充てる。

3 本学に、副学長補佐を置くことができる。

4 各学部に、学部長を置き、人文学部、教育学部、経済学部、共同獣医学部及び国際総合

科学部にあっては当該学部の教授を、理学部にあっては大学院医学系研究科の教授を、工学部にあ

りては工学部の教授を、医学部にあっては大学院創成科学研究科の教授を、農学部においては農

学部の教育研究を担当する大学院創成科学研究科の教授をもって充てる。

5 ひと・まち未来共創学環に、学環長を置き、ひと・まち未来共創学環の教育研究を担当

する教授をもって充てる。

6 各学部に、副学部長を置き、人文学部、教育学部、経済学部、共同獣医学部及び国際総

合科学部にあっては当該学部の教授を、理学部にあっては理学部の教育研究を担当する大

学院創成科学研究科の教授を、医学部にあっては大学院医学系研究科の教授を、工学部に

あっては工学部の教育研究を担当する大学院創成科学研究科の教授を、農学部においては

農学部の教育研究を担当する大学院創成科学研究科の教授をもって充てる。

7 ひと・まち未来共創学環に、副学環長を置き、ひと・まち未来共創学環の教育研究を担

当する教授をもって充てる。

8 学部の学科に、学科長を置くことができるものとし、その学部の教授(理学部にあっては

理学部の教育研究を担当する大学院創成科学研究科の教授、医学部にあっては大学院医学

系研究科の教授、工学部にあっては工学部の教育研究を担当する大学院創成科学研究科の

教授、農学部においては農学部の教育研究を担当する大学院創成科学研究科の教授)をも

って充てる。

9 教育・学生支援機構及び大学研究推進機構に、機構長を置き、副学長をもって充てる。

10 教育・学生支援機構及び大学研究推進機構に、副機構長を置き、教授をもって充てる。

11 時間学研究所及び細胞デザイン医科学研究所に、所長を置き、職員等をもって充てる。

12 第2項から第8項まで、第10項及び前項の職員に関し必要な事項は、別に定める。

第3章 学生通則

第1節 修業年限、学年、学期、在学期間及び休業日

(修業年限)

第25条 (略)

(学年)

第26条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

- 第 27 条 学年を次の 2 学期に分ける。
- | | |
|-----|-------------------------------|
| 前学期 | 4 月 1 日から 9 月 30 日まで |
| 後学期 | 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで(在学期間) |
- 第 28 条 在学期間は、修業年限の 2 倍を超えることはできない。
- 2 前項の規定にかかわらず、医学部医学科にあっては、修業年限の 2 倍を超えない範囲内で山口大学医学部規則において年次により定める在学期間を超えて在学することはできない。
- (休業日)
- 第 29 条 学年中授業を行わない日(休業日)は、次のとおりとする。
- | | |
|--------------------------------------|-------------------------|
| 日曜日及び土曜日 | |
| 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日 | |
| 創立記念日 | 6 月 1 日 |
| 春季休業 | 4 月 1 日から 4 月 7 日まで |
| 夏季休業 | 8 月 1 日から 9 月 30 日まで |
| 冬季休業 | 12 月 25 日から翌年 1 月 7 日まで |
- 2 臨時の休業日は、その都度学長が、定める。
- 3 必要がある場合は、学長は、第 1 項の休業日を臨時に変更し、又は休業日の期間中ににおいても、授業を課することができる。
- 第 2 節 教育課程、授業科目、履修方法及び単位**
(教育課程の編成)
- 第 30 条 (略)
- (共同教育課程)
- 第 30 条の 2 本学、学部及び学科の教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、他の大学が開設する授業科目を、当該学科の教育課程の一部とみなして、当該学科及び他の大学ごとにそれぞれ同一内容の教育課程(以下「共同教育課程」という。)を編成することができる。
- (共同獣医学部の共同教育課程の編成)
- 第 30 条の 3 (略)
- (国際総合科学部の教育課程の編成)
- 第 30 条の 4 (略)
- (連携開設科目)
- 第 30 条の 5 (略)
- (授業科目の区分及び履修方法)
- 第 31 条 (略)
- (共同獣医学部の授業科目の区分及び履修方法)
- 第 31 条の 2 (略)
- (国際総合科学部の授業科目の区分及び履修方法)
- 第 31 条の 3 (略)
- (授業の方法)
- 第 31 条の 4 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

- 2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 3 第 1 項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。
- 4 第 1 項の授業の一部は、文部科学大臣が別に定めるところにより、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。
- (連携開設科目に係る単位の認定)
- 第 31 条の 5 (略)
- (他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)
- 第 32 条 教育上有益と認めるときは、学生が他の大学又は短期大学(外国の大学又は外国の短期大学を含む。以下第 34 条及び第 59 条において同じ。)において履修した授業科目について修得した単位を、60 単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 2 前項の規定は、学生が、外国の大学又は外国の短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は外国の短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。
- (大学以外の教育施設等における学修)
- 第 33 条 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 2 前項により与えることができる単位数は、前条第 1 項及び第 2 項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。
- (入学前の既修得単位等の認定)
- 第 34 条 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位(大学において科目等履修生又は学校教育法第 105 条に定める特別の課程を履修した者として修得した単位を含む。)を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 2 前項の規定は、第 32 条第 2 項の場合に準用する。
- 3 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第 1 項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 4 前 3 項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位(第 31 条の 5 の規定により修得したものとみなすものとする単位を含む。)以外のものについては、第 32 条第 1 項(同条第 2 項において準用する場合を含む。)及び前条第 1 項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。
- (履修科目の登録の上限)
- 第 35 条 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が 1 年間又は 1 学期に履修科目として登録できる単位数の上限は、学部等規則の定めるところによる。

2 学部等規則の定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

(授業日時数)

第36条 授業日時数は、学部等において定める。

(単位の授与)

第37条 教育課程の修了は、所定の授業科目の修了によるものとし、授業科目の修了者には所定の単位を与える。

2 授業科目修了の単位の認定は、当該学部等の教授会の意見を聴いて、当該学部等の長が行う。

(成績評価基準等の明示等)

第37条の2 授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画は、学生に対してあらかじめ明示するものとする。

2 学修の成果に係る評価及び卒業の認定は、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(単位の計算方法)

第38条 各授業科目の単位は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果等を特に考慮する必要がある場合には、次の区分により当該各号に定める時間の授業をもって1単位とすることができる。

(1) 講義及び演習 15時間から30時間までの範囲で第31条第2項の別に定める時間の授業

(2) 実験、実習及び実技 30時間から45時間までの範囲で第31条第2項の別に定める時間の授業。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、学部において定める時間の授業。

(3) 講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う授業科目その組み合わせに応じ、前項各号又は前2号に規定する基準を考慮して学部等において定める時間の授業

3 前2項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、学部等規則において単位数を定めることができる。

第3節 卒業の要件

(卒業の要件)

第39条 (略)

第4節 学生定員

(学生定員)

第40条 (略)

第5節 入学、転学、留学、退学、休学、復学及び卒業

(入学の時期)

第41条 入学は、学年の始めとする。

2 前項の規定にかかわらず、学年の途中においても、学期の区分に従い、学生を入学させることができる。

(入学の資格)

第42条 (略)

(入学者の選考)

第43条 学長は、入学志願者に対して学力試験等を行い、当該学部等の教授会の意見を聴いて、合格者を決定する。

2 入学者の選考に関する事項は、別に定める。

(編入学)

第44条 (略)

(転入学等)

第45条 (略)

(再入学)

第46条 本学を第49条の規定により退学した者又は第64条第1項第1号の規定により除籍された者が、当該退学又は除籍後2年以内に同一の学部等、学科に再入学を願い出たときは、選考の上許可することがある。ただし、学校教育法第102条第2項の規定により医学、歯学又は獣医学の博士課程への入学を認められた者にあつては、当該退学又は除籍後2年を超えて願い出ることができる。

(入学手続及び入学許可)

第47条 第43条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、宣誓書その他所定の書類を提出するとともに、所定の入学料を納めなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

3 前2項の規定は、編入学、転入学又は再入学の者についてもこれを適用する。

(編入学者等の単位の認定)

第48条 編入学、転入学、再入学又は転学部を許可された者の既修得単位の認定及び在学すべき期間の決定は、当該学部等の教授会の意見を聴いて、当該学部等の長が行う。

(退学)

第49条 退学しようとする学生は、書面をもって学長に願い出てその許可を得なければならない。

(転学)

第50条 他の大学に入学又は転学を志願しようとする学生は、書面をもって学長に願い出てその許可を得なければならない。

(留学)

第51条 外国の大学で学修することを志願する学生は、学長の許可を得て留学することができる。

2 前項の許可を得て留学した期間は、第25条に定める修業年限に算入することができる。

(休学)

第52条 学生は、次の場合学長の許可を得て休学することができる。

(1) 疾病により2か月以上学修することができないとき。

(2) その他特別の理由によって学修できないとき。

2 学長は、前項各号のいずれかに該当し、学修することが適当でないと認めた場合は、当該学部等の教授会の意見を聴いて、休学を命ずることがある。

(休学期間)

第 53 条 休学の期間は、通算して 4 年を超えることができない。ただし、医学部医学科及び共同獣医学部にあっては 6 年を超えることができない。

(休学期間の算入)

第 54 条 休学した期間は、在学期間に算入する。ただし、修業年限には算入しない。

(復学)

第 55 条 休学している学生が復学する場合は、学長の許可を得なければならない。

(卒業の認定及び学位の授与)

第 56 条 (略)

2 (略)

3 学位に関する事項は、別に定める。

第 6 節 教育職員の免許状授与の所要資格の取得

(教育職員の免許)

第 57 条 (略)

第 7 節 研究生、専攻生、科目等履修生及び特別聴講学生

(研究生、専攻生及び科目等履修生)

第 58 条 特定研究、特殊専門事項の研究又は 1 若しくは複数の授業科目の履修を希望する本学の学生以外の者であつて、本学において相当の研究能力又は学力があると認められた者に対しては、教育研究に支障のない場合に限り、研究生、専攻生又は科目等履修生として入学を許可することがある。

2 研究生、専攻生及び科目等履修生に関する事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第 59 条 他の大学、短期大学又は高等専門学校で、本学において授業科目の履修を志願する学生があるときは、当該他の大学、短期大学又は高等専門学校との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することがある。

第 8 節 外国人留学生

(外国人留学生)

第 60 条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生に関する事項は、別に定める。

第 9 節 特別の課程

(履修証明プログラム)

第 60 条の 2 本学の学生以外の者を対象に、社会の多様なニーズに応じた様々な分野の学習機会を提供するため、必要があると認められる場合には、学校教育法第 105 条に定める特別の課程(以下「履修証明プログラム」という。)を編成することができる。

2 履修証明プログラムに関する事項は、別に定める。

第 10 節 授業料、検定料及び入学料

(授業料、検定料及び入学料)

第 61 条 授業料、検定料及び入学料の額、徴収方法その他必要な事項は、別に定める。

第 11 節 賞罰

(表彰)

第 62 条 研究その他の業績の顕著な学生に対して、学長は、教育研究評議会の意見を聴いて、適当な方法をもって表彰することがある。

(懲戒)

第 63 条 本法人の規則に違反し、又は学生の本分に反する行為のあった学生に対しては、当該学部等の教授会の意見を聴いて、学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行うことができる。

(1) 品行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 本学の秩序を著しく乱した者

(3) 学生の本分に著しく反した者

第 12 節 除籍

(除籍)

第 64 条 次の各号のいずれかに該当する学生は、学長が除籍する。

(1) 授業料の納付を怠り、督促してもなお所定の期日までに納付しない者

(2) 入学料の免除又は徴収猶予を申請した者のうち、免除若しくは徴収猶予が不許可になった者又は半額免除若しくは徴収猶予が許可になった者で、所定の期日までに入学料を納付しない者

(3) 第 28 条に定める在学期間を超えた者

2 学長は、前項に掲げるもののほか、次の各号のいずれかに該当する学生は、当該学部等の教授会の意見を聴いて、除籍する。

(1) 成業の見込みがないと認められる者

(2) 正当な理由がなく欠席が長期にわたり、修業の意思がないと認められる者

第 13 節 寄宿舍

(寄宿舍)

第 65 条 本法人に、寄宿舍を置く。

2 寄宿舍に関する事項は、別に定める。

第 4 章 改正

(改正)

第 66 条 この学則の改正は、役員会の意見を聴いて、学長が行う。

附 則

この学則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

以下 略

山口大学大学院学則（抄）

制 定 昭和42年 7月11日規則 第26号
最終改正 令和 7年 2月21日規則 第 5号

第 1 章 総則 (趣旨)

第 1 条 この学則は、国立大学法人山口大学学則(平成 16 年規則第 1 号。以下「本学学則」という。)第 8 条第 2 項の規定に基づき、山口大学大学院(以下「本大学院」という。)に関し必要な事項を定める。

(目的)

第 2 条 本大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。

(研究科)

第 3 条 本大学院に、次の研究科を置く。

人間社会科学研究科

教育学研究科

経済学研究科

医学系研究科

創成科学研究科

東アジア研究科

技術経営研究科

共同獣医学研究科

(課程)

第 4 条 医学系研究科、東アジア研究科及び共同獣医学研究科は、博士課程とする。
(略)

7 共同獣医学研究科の博士課程は、次条に規定する共同教育課程として鹿児島大学と共同実施する博士課程とする。
(略)

10 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うものとする。

11 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うものとする。

12 専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を担うことを目的とする。

(共同教育課程)

第 4 条の 2 研究科は、教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、他の大学院が開設する授業科目を、当該研究科の教育課程の一部とみなして、当該研究科及び他の大学院ごとにそれぞれ同一内容の教育課程(以下「共同教育課程」という。)を編成することができる。

(国際連携教育課程)

第 4 条の 3 第 6 条に規定する国際連携専攻(以下この条及び次条において同じ。)を置く研究科は、国際連携専攻において連携して教育研究を実施する外国の大学院(以下「連携外国大学院」という。)が開設する授業科目を、当該研究科の教育課程の一部とみなして、当該連携外国大学院と連携した教育課程(通信教育に係るものを除く。)(以下「国際連携教育課程」という。)を編成することができる。

(専攻)

第 5 条 研究科にそれぞれ次の専攻を置く。

(略)

共同獣医学研究科

獣医学専攻

2 (略)

(国際連携専攻)

第 6 条 研究科は、教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、外国の大学院と連携して教育研究を実施する専攻(以下「国際連携専攻」という。)を置くことができる。

(鳥取大学大学院連合農学研究科の教育研究の実施)

第 7 条 (略)

第 2 章 教員組織

(教員組織)

第 8 条 (略)

第 3 章 運営組織

(研究科長)

第 9 条 研究科に、研究科長を置く。

2 人間社会科学研究科及び教育学研究科の研究科長は、当該研究科の教育研究を担当する教授のうちから、別に定めるところにより選考する。

3 医学系研究科及び共同獣医学研究科の研究科長は、基礎となる学部の長をもって充てる。

4 (略)

5 研究科長は、研究科に関する事項を掌理する。

(副研究科長)

第10条 人間社会科学研究科，教育学研究科，創成科学研究科，東アジア研究科，技術経営研究科及び共同獣医学研究科に，それぞれ副研究科長を置く。

2 副研究科長(創成科学研究科の副研究科長を除く。)は，当該研究科の教授のうちから，別に定めるところにより選考する。

3 (略)

4 副研究科長は，研究科長を補佐する。

(教授会)

第11条 研究科に，学位論文の審査，試験及び学事管理その他研究科の教育研究に関する重要事項を審議するため，教授会を置く。

2 教授会は，教授会に属する職員のうちの一部の者をもって構成される代議員会，専門委員会等(以下「代議員会等」という。)を置くことができる。

3 教授会は，代議員会等の議決をもって，教授会の議決とすることができる。

4 前2項に定めるもののほか，教授会に関し必要な事項は，別に定める。

第4章 標準修業年限，学年，学期，在学期間及び休業日

(標準修業年限)

第12条 (略)

(略)

4 共同獣医学研究科の博士課程の標準修業年限は，4年とする。

5 (略)

6 学生が，職業を有している等の事情により，前5項に定める標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了する学生(以下「長期履修学生」という。)となることを希望する旨を申し出たときは，別に定めるところにより，その計画的な履修を認めることができる。

(学年，学期，在学期間及び休業日)

第13条 学年，学期，在学期間及び休業日については，本学学則第26条から第29条まで(第28条第2項を除く。)の規定を準用する。この場合において，本学学則第28条第1項中「修業年限」とあるのは「標準修業年限」と，本学学則第29条第1項中「日曜日及び土曜日」とあるのは，「日曜日及び土曜日(土曜日にあっては，創成科学研究科博士後期課程及び東アジア研究科を除く。)」と読み替えるものとする。

第5章 授業科目，単位及び履修方法等

(教育方法)

第13条の2 修士課程及び博士課程の教育は，授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)によって行うものとする。

2 (略)

(授業科目及び単位)

第14条 研究科における授業科目及び単位については，研究科において定める。

(授業の方法)

第14条の2 授業の方法については，本学学則第31条の4の規定を準用する。

(単位の授与)

第15条 授業科目を履修した者に対しては，試験又は研究報告により単位を与える。

(成績評価基準等の明示等)

第15条の2 研究科は，学生に対して，授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。ただし，教育学研究科及び技術経営研究科にあつては，研究指導に係るものを除く。

2 研究科は，学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては，客観性及び厳格性を確保するため，学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに，当該基準にしたがつて適切に行うものとする。ただし，教育学研究科及び技術経営研究科にあつては，学位論文に係る評価を除く。

(単位の計算方法)

第16条 単位の計算方法については，本学学則第38条の規定を準用する。

(履修方法)

第17条 学生は，在学期間中に，専攻において定められた授業科目を履修し，所定の単位を修得しなければならない。

2 共同獣医学研究科の学生が，鹿児島大学における共同教育課程に係る授業科目の履修により修得した単位及び鹿児島大学において受けた共同教育課程に係る研究指導は，それぞれ本学における共同教育課程に係る授業科目の履修により修得したものと又は研究指導を受けたものとみなす。

3 (略)

4 教育課程及び履修方法の細部については，研究科において定める。

(履修科目の登録の上限)

第17条の2 (略)

(他の大学院又は外国の大学院における授業科目の履修)

第18条 教育上有益と認めるときは，他の大学院又は外国の大学院との協議に基づき，学生が当該大学院の授業科目を履修することを認めることができる。

2 前項の規定は，学生が，外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合，外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて，文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第156条第4号に規定する国際連合大学(以下「国際連合大学」という。))の教育課程における授業科目を履修する場合について準用する。

3 前2項の規定により修得した単位は，15単位(教育学研究科及び技術経営研究科にあつては，所定の修了要件単位数の2分の1を超えない範囲の単位)を限度として，課程修了の要件となる単位として認めることができる。

(他の大学院が編成する特別の課程の履修)

第18条の2 教育上有益と認めるときは，他の大学院との協議に基づき，学生が，学校教育法(昭和22年法律第26号)第105条の規定により他の大学院が編成する特別の

課程(履修資格を有する者が、同法第 102 条第 1 項の規定により大学院に入学することができる者であるものに限る。)を履修することを認め、本大学院における授業科目の履修とみなし、研究科の定めるところにより単位を与えることができる。

- 2 前項の規定により修得した単位は、前条第 1 項(第 2 項において準用する場合を含む。)の規定により本大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて、15 単位(教育学研究科及び技術経営研究科にあっては、所定の修了要件単位数の 2 分の 1 を超えない範囲の単位)を限度として、課程修了の要件となる単位として認めることができる。

(研究指導)

第 19 条 研究科(教育学研究科及び技術経営研究科を除く。)は、教育上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所等(外国の大学院又は研究所等を含む。)との協議に基づき、学生が当該大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、博士前期課程及び修士課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1 年を超えないものとする。

(教育方法の特例)

第 20 条 人間社会科学研究科、教育学研究科、医学系研究科、創成科学研究科、東アジア研究科、技術経営研究科及び共同獣医学研究科においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

- 2 人間社会科学研究科、医学系研究科、創成科学研究科、東アジア研究科及び共同獣医学研究科においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第 21 条 入学前の既修得単位の認定については、本学学則第 34 条第 1 項(同条第 2 項において準用する場合を含む。)及び第 4 項の規定を準用する。この場合において、本学学則第 34 条第 1 項中「特別の課程を履修した者」とあるのは「特別の課程(履修資格を有する者が、学校教育法第 102 条第 1 項の規定により大学院に入学することができる者であるものに限る。)を履修した者」と読み替えるものとする。

- 2 前項の規定により、本大学院に入学した後の本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、15 単位を超えないものとし、第 18 条第 1 項(同条第 2 項において準用する場合を含む。)及び第 18 条の 2 第 1 項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて、20 単位を超えないものとする。

- 3 前項の規定にかかわらず、教育学研究科及び技術経営研究科においては、第 1 項の規定により、本大学院に入学した後の本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、第 18 条第 1 項(同条第 2 項に

おいて準用する場合を含む。)及び第 18 条の 2 第 1 項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて、所定の修了要件単位数の 2 分の 1 を超えないものとする。

第 6 章 課程修了の要件及び学位

(課程修了の要件)

第 22 条 医学系研究科の博士課程(医学博士課程に限る。)及び共同獣医学研究科の博士課程の修了の要件は、大学院に 4 年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、当該研究科長が教授会の意見を聴いて、優れた研究業績を上げたと認めた場合は、3 年以上在学すれば足りるものとする。

(略)

(学位論文及び最終試験)

第 23 条 最終試験は、学位論文(博士前期課程及び修士課程にあっては学位論文又は特定の課題についての研究の成果)を中心としてこれに関連ある授業科目について行うものとする。

- 2 学位論文(博士前期課程及び修士課程にあっては学位論文又は特定の課題についての研究の成果)の審査及び最終試験の合格、不合格は、当該教授会の意見を聴いて、当該研究科長が決定する。

- 3 審査の方法は、研究科において定める。

(学位の授与)

第 24 条 本大学院の課程(専門職学位課程を除く。)を修了した者には、博士又は修士の学位を授与する。

- 2 前項の学位に付記する専攻分野の名称は、次のとおりとする。

学位	研究科名	専攻分野の名称
博士	医学系研究科	
	医学博士課程	医学
	博士後期課程	保健学
	創成科学研究科	
	博士後期課程	理学、工学、医学、生命科学又は学術
	東アジア研究科	学術
	共同獣医学研究科	獣医学

(略)

- 5 学位に関する事項は、別に定める。

第 7 章 学生定員

(学生定員)

第 25 条 学生定員は、別表第 1 のとおりとする。

第 8 章 入学、転入学、再入学、進学、休学、復学、退学、転学及び留学

(入学の時期)

第 26 条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、学年の途中においても、学期の区分に従い、学生を入学させることができる。

(入学資格)

第 27 条

(略)

3 共同獣医学研究科の博士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学における修業年限 6 年の獣医学若しくは薬学を履修する課程を卒業した者
- (2) 大学における医学又は歯学を履修する課程を卒業した者
- (3) 外国において、学校教育における 18 年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 18 年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における 18 年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が 5 年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者

(7) 文部科学大臣の指定した者

(8) 学校教育法第 102 条第 2 項の規定により他の大学院に入学した者であって、共同獣医学研究科において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認められたもの

(9) 共同獣医学研究科において、個別の入学資格審査により、大学における修業年限 6 年の獣医学若しくは薬学、医学又は歯学を履修する課程を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、24 歳に達したものの

4 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者であって、共同獣医学研究科の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものは、共同獣医学研究科の博士課程に入学することができる。

- (1) 大学における修業年限 6 年の獣医学若しくは薬学を履修する課程に 4 年以上在学した者

- (2) 大学における医学又は歯学を履修する課程に 4 年以上在学した者
- (3) 外国において学校教育における 16 年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者

(5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

5 (略)

第 28 条 (略)

(入学者の選考)

第 29 条 入学者の選考については、本学学則第 43 条の規定を準用する。

(入学の手続)

第 30 条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、宣誓書その他所定の書類を提出するとともに、所定の入学料を納めなければならない。

(入学の許可)

第 31 条 学長は、前条の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(転入学及び再入学)

第 32 条 他の大学院からの転入学(外国の大学院からの転入学及び我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程に在学した者(学校教育法第 102 条第 1 項に規定する者に限る。))又は国際連合大学の課程に在学した者が転入学する場合を含む。))又は本大学院を第 36 条の規定により準用される本学学則第 64 条第 1 号の規定により退学した者若しくは第 44 条の規定により準用される本学学則第 64 条第 1 号の規定により除籍された者の再入学については、学長が当該教授会の意見を聴いて、許可することができる。

2 転入学又は再入学を許可された者の既修得単位の認定及び在学すべき期間の決定は、当該教授会の意見を聴いて、当該研究科長が決定する。

(進学)

第 33 条 (略)

(休学)

第 34 条 休学期間は、通算して、医学系研究科の博士課程(医学博士課程に限る。))及び共同獣医学研究科の博士課程にあつては 4 年、博士後期課程及び後期 3 年博士課程にあつては 3 年、博士前期課程、修士課程及び専門職学位課程にあつては 2 年を超えることができない。

2 休学及び休学期間の算入の取扱いに関しては、本学学則第 52 条及び第 54 条の規定を準用する。

(復学)

第 35 条 復学に関しては、本学学則第 55 条の規定を準用する。

(退学及び転学)

第 36 条 退学及び転学の手続並びに許可については、本学学則第 49 条及び第 50 条の規定を準用する。

(留学)

第 37 条 外国の大学院又はこれに相当する高等教育機関で学修することを志願する学生は、学長の許可を得て留学することができる。

2 前項の許可を得て留学した期間は、第 12 条に定める標準修業年限に算入することができる。

第 9 章 教育職員の免許状授与の所要資格の取得

(教育職員の免許)

第 38 条 (略)

第 10 章 研究生、科目等履修生、特別聴講学生及び特別研究学生

(研究生及び科目等履修生)

第 39 条 本大学院において、特定研究又は 1 若しくは複数の授業科目の履修を希望する本大学院の学生以外の者であつて、これを適当と認めた場合は、研究生又は科目等履修生として入学を許可することがある。

2 前項の研究生及び科目等履修生に関する事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第 40 条 他の大学院又は外国の大学院の学生で、本大学院において授業科目の履修を志願する者があるときは、当該大学院との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することがある。

(特別研究学生)

第 41 条 他の大学院又は外国の大学院の学生で、本大学院において研究指導を受けることを志願する者があるときは、当該大学院との協議に基づき、特別研究学生として入学を許可することがある。

第 11 章 授業料、入学科及び検定料

(授業料、入学科及び検定料)

第 42 条 授業料、検定料及び入学科の額、徴収方法その他必要な事項は、別に定める。

第 12 章 賞罰

(賞罰)

第 43 条 学生の賞罰については、本学学則第 62 条及び第 63 条の規定を準用する。

第 13 章 除籍

(除籍)

第 44 条 学生の除籍については、本学学則第 64 条の規定を準用する。

第 14 章 雑則

(本学学則の準用)

第 45 条 この学則に定めるもののほか、学生に関し必要な事項は、本学学則を準用する。

(読替)

第 46 条 本学学則をこの学則に準用する場合は、「大学」、「大学又は短期大学」又は「短期大学又は高等専門学校の専攻科」とあるのは「大学院」と、「学部等」とあるのは「研究科」と、「学部等の長」とあるのは「研究科長」と読み替えるものとする。

(国際連携専攻の特例)

第 47 条 山口大学・カセサート大学国際連携農学生命科学専攻において、カセサート大学との協議により、この学則と異なる取扱いをする場合は、カセサート大学と締結する協定書等において別に定めるものとする

附 則

この学則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

山口大学研究生規則

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人山口大学学則(平成16年規則第1号。以下「本学学則」という。)第58条第2項及び山口大学大学院学則(昭和42年規則第26号)第39条第2項の規定に基づき、山口大学(以下「本学」という。)の各学部及び大学院の各研究科(以下「学部等」という。)における研究生に關し必要な事項を定める。

(入学資格)

第2条 学部研究生として入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学士の学位を有し、研究能力のある者
- (2) 前号に準ずる研究能力及び学力があると認められた者

2 研究科に研究生として入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 博士課程における特定研究を希望する者にあつては博士の学位を、博士前期課程、修士課程又は専門職学位課程における特定研究を希望する者にあつては修士の学位(専門職学位を含む。)を有する者

- (2) 前号に準ずる研究能力及び学力があると教授会が認めた者

(入学志願の手続)

第3条 学部等に研究生として入学を志願する者は、原則として入学する時期の3週間前(医学部医学科及び医学系研究科医学専攻にあつては4週間前)までに、次の書類に検定料を添えて、学長に出願しなければならない。

- (1) 願書(別紙様式)
- (2) 履歴書
- (3) 資格を証明し得る証明書(最終学校の卒業(修了)証明書、成績証明書及び資格免許書の写)
- (4) その他学部等において必要と認める書類

(入学の許可)

第4条 入学志願者に対しては、審査の上、学長が入学を許可する。

(入学の時期)

第5条 研究生の入学の時期は、学年又は学期の始め(医学部医学科及び医学系研究科医学専攻にあつては毎月1日)とする。ただし、特別な事情があるときはこの限りではない。

(研究の期間)

第6条 研究生の研究の期間は、1年以内(医学部医学科及び医学系研究科医学専攻にあつては2年以内)とする。ただし、更に研究の継続を希望する者は、延期を願ひ出ることができ。

- 2 前項の研究の期間の延期は、審査の上、学長が許可する。

(指導大学教育職員)

第7条 当該学部等の長は、研究生に対する指導大学教育職員を定めなければならない。
(授業料、検定料及び入学料)

第8条 授業料、検定料及び入学料については、国立大学法人山口大学における授業料、検定料及び入学料に關する規則(平成16年規則第102号)の定めるところによる。

(準用)

第9条 本学の学生に關する諸規則は、研究生に準用する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、各学部等において、研究生の入学に關し必要な事項は、別に定めることができる。

附 則(平成31年4月25日規則第94号)

この規則は、令和元年5月1日から施行する。

別紙様式（第3条関係）

山 口 大 学 研 究 生 入 学 願

年 月 日

山口大学長

殿

現住所
氏 名

年 月 日生

山口大学研究生として下記のとおり研究したいので、御許可くださるようお願いいたします。

記

希望する学部又は大学院の研究科名

研究期間

研究題目

山口大学学生交流規則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人山口大学学則(平成16年規則第1号。以下「本学学則」という。)及び山口大学大学院学則(昭和42年規則第26号。以下「大学院学則」という。)に基づく他の大学(短期大学、高等専門学校、大学院及び外国の大学等を含む。以下同じ。)における授業科目の履修、大学以外の教育施設等における学修、特別聴講学生及び特別研究学生の取扱いに関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則において「学生交流」とは、山口大学(以下「本学」という。)が教育上有益と認め、他の大学又は大学以外の教育施設等で学修させる学生の派遣(以下「派遣学生」という。)及び特別聴講学生又は特別研究学生の受入れをいう。

2 この規則において「大学間協議」とは、学生交流を行うに当たって、あらかじめ本学と他の大学又は大学以外の教育施設等との間で、履修できる授業科目の範囲又は研究課題、対象となる学生数、単位の認定方法又は研究指導の方法、授業料等の費用の取扱い方法、その他必要とされる具体的な措置等に関して行う大学間交流協定、学部間交流協定及びこれらに準ずるもの(以下「大学間交流協定等」という。)に基づく協議をいう。

第2章 派遣学生

(取扱いの要件)

第3条 派遣学生の取扱いは、原則として大学間協議が成立したものについて行う。

2 前項の大学間協議は、教授会又は関係委員会の意見を聴いて、学長、教育学生を担当する副学長又は当該学部若しくは研究科の長が行う。

(履修期間)

第4条 派遣学生の履修期間は、1年以内とする。

2 前項の規定にかかわらず、必要があると認められるときは、更に1年以内の期間その延長を許可することができる。ただし、履修期間は、通算して2年を超えることができない。

(修業年限及び在学期間への参入)

第5条 前条に規定する履修期間は、本学の修業年限及び在学期間に算入する。

(出願手続)

第6条 派遣学生を志願する者は、所定の願書により、所属の学部長又は研究科長(以下「学部等の長」という。)を経て、学長に願い出なければならぬ。

(派遣の許可)

第7条 派遣学生の願い出があったときは、教授会の意見を聴いて、学長が派遣を許可する。

(履修報告書等の提出)

第8条 派遣学生は、履修期間が終了したときは、直ちに(外国の大学に留学した学生については、帰国の日から1か月以内)所属の学部等の長を経て、学長に本学所定

の履修報告書又は研究報告書及び当該大学等の交付する成績証明書又は研究指導報告書を提出しなければならない。

(単位等の認定)

第9条 派遣学生が他の大学等において修得した単位は、本学学則又は大学院学則に定めるところにより学部にあつては60単位、大学院にあつては10単位を限度として、本学において修得したものとみなすことができる。

2 派遣学生が他の大学等で受けた研究指導は、本学大学院における課程修了に必要な研究指導の一部として認定することができる。

3 前2項の単位等の認定は、当該大学等の交付する成績証明書又は研究指導報告書により教授会の意見を聴いて、学部等の長が行う。

(派遣の取消)

第10条 学長は、派遣学生が履修等の実が上がらなないと認められるとき、本学又は受入れ大学等の規則等に違反したとき、又は授業料等の納付の義務を怠ったときは、当該大学等の長と協議の上、派遣の許可を取り消すことがある。

第3章 特別聴講学生

(取扱いの要件等の準用)

第11条 第3条、第4条及び第10条の規定は、特別聴講学生に準用する。この場合において、第3条、第4条及び第10条中「派遣学生」とあるのは「特別聴講学生」と、第10条中「派遣」とあるのは「受入れ」と、第10条中「受入れ大学等」及び「当該大学等」とあるのは「派遣大学等」と読み替えるものとする。

(履修科目の範囲)

第12条 特別聴講学生が履修することができる授業科目の範囲は、大学間協議の定めるところによる。

(出願手続)

第13条 特別聴講学生を志願する者は、次の各号に掲げる書類を、履修を希望する学期の始まる6か月前(ただし、大学間協議において定めのある場合は、その期日)までに、所属する大学等の長を経て、学長に提出しなければならない。

(1) 本学所定の特別聴講学生願

(2) その他学長が必要と認める書類

2 外国の大学等の学生の場合は、前項各号に掲げるもののほか、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 留学計画書

(2) 在学証明書及び成績証明書

(3) 所属大学等の長又は学部長等の推薦書

(受入れの許可及び通知)

第14条 特別聴講学生の願い出があったときは、審査の上、学長が受入れを許可する。

2 学長は、特別聴講学生の受入れを許可したときは、当該大学等の長を経て、本人にその旨を通知するものとする。

(成績証明書の交付)

第15条 特別聴講学生が所定の授業科目の履修を終了したときは、当該学部等の長は、特別聴講学生に成績証明書を交付するものとする。

(授業料、検定料及び入学料)

第16条 授業料、検定料及び入学料については、国立大学法人山口大学における授業料、検定料及び入学料に関する規則(平成16年規則第102号)の定めるところによる。

(その他の費用)

第17条 特別聴講学生の実験及び実習に要する費用は、必要に応じ本人の負担とする。

第4章 特別研究学生

(取扱いの要件等の準用)

第18条 第3条、第4条及び第10条の規定は、特別研究学生に準用する。この場合において、第3条、第4条及び第10条中「派遣学生」とあるのは「特別研究学生」と、第10条中「派遣」とあるのは「受入れ」と、第10条中「受入れ大学等」及び「当該大学等」とあるのは「派遣大学等」と読み替えるものとする。

(研究指導の範囲)

第19条 特別研究学生の研究指導の範囲は、大学間協議の定めるところによる。

(出願手続等の準用)

第20条 第13条、第14条、第16条及び第17条の規定は、特別研究学生に準用する。この場合において、第13条、第14条、第16条及び第17条中「特別聴講学生」とあるのは「特別研究学生」と、第13条中「特別聴講学生願」とあるのは「特別研究学生願」と読み替えるものとする。

(研究指導状況報告書の交付)

第21条 特別研究学生の研究指導が終了したときは、当該研究科長は、特別研究学生に研究指導状況報告書を交付するものとする。

第5章 雑則

(細則)

第22条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、学部等の長が別に定める。

附 則(平成31年3月22日規則第63号)

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

教 員 名 簿

山口大学 Ymaguchi University

研究科長 Dean

Professor	わたらいまさひさ			
教授	度会雅久	WATARAI Masahisa	083-933-5831	watarai@yamaguchi-u.ac.jp

副研究科長 Vice-Dean

Professor	たかぎみつひろ			
教授	高木光博	TAKAGI Mitsuhiro	083-933-5904	mtakagi@yamaguchi-u.ac.jp

主指導教員一覧 Lists of Main Supervisor

Professor	くさかべたけし			
教授	日下部 健	KUSAKABE Takeshi	083-933-5882	kusakabe@yamaguchi-u.ac.jp
〃	さとうこういち	SATO Koichi	083-933-5905	k-sato@yamaguchi-u.ac.jp
〃	かのうきよし	KANO Kiyoshi	083-933-5883	kanokiyo@yamaguchi-u.ac.jp
〃	はやさかだいすけ	HAYASAKA Daisuke	083-933-5887	dhaya@yamaguchi-u.ac.jp
〃	たかのあい	TAKANO Ai	083-933-5855	a-takano@yamaguchi-u.ac.jp
〃	もりもとまさひろ	MORIMOTO Masahiro	083-933-5892	morimasa@yamaguchi-u.ac.jp
〃	さとうひろし	SATO Hiroshi	083-933-5902	sato7dp4@yamaguchi-u.ac.jp
〃	にしがきかずお	NISHIGAKI Kazuo	083-933-5829	kaz@yamaguchi-u.ac.jp
〃	たにけんじ	TANI Kenji	083-933-5908	ktani@yamaguchi-u.ac.jp
〃	なかいちむねかず	NAKAICHI Munekazu	083-933-5898	nakaichi@yamaguchi-u.ac.jp
〃	みずのたくや	MIZUNO Takuya	083-933-5894	mizutaku@yamaguchi-u.ac.jp
〃	かどかわひろや	KADOKAWA Hiroya	083-933-5825	hiroya@yamaguchi-u.ac.jp
〃	ささきなおき	SASAKI Naoki	083-933-5873	nsasaki@yamaguchi-u.ac.jp
〃	いたもとかずひと	ITAMOTO Kazuhito	083-933-5929	kaz2356@yamaguchi-u.ac.jp
Associate Professor	おおはまたかし			
准教授	大瀨 剛	OHAMA Takashi	083-933-5906	t.ohama@yamaguchi-u.ac.jp
〃	おかもとしき	OKAMOTO Shiki	083-933-5909	shiki0@yamaguchi-u.ac.jp
〃	しもだひろし	SHIMODA Hiroshi	083-933-5888	hshimoda@yamaguchi-u.ac.jp
〃	さくらいまさし	SAKURAI Masashi	083-933-5891	sakurai@yamaguchi-u.ac.jp
〃	しぶたにしゅうさく	SHIBUTANI Shusaku	083-933-5900	shushibu@yamaguchi-u.ac.jp
〃	しみずたかし	SHIMIZU Takashi	083-933-5895	shimizut@yamaguchi-u.ac.jp
〃	わたなべけんた	WATANABE Kenta	083-933-5821	kwata@yamaguchi-u.ac.jp
〃	やなぎだてつや	YANAGIDA Tetsuya	083-933-5914	yanagi-t@yamaguchi-u.ac.jp
〃	たにぐちまさやす	TANIGUCHI Masayasu	083-933-5911	masa0810@yamaguchi-u.ac.jp

(連携大学院) 日本中央競馬会 (Cooperative graduate school) Japan Racing Association

にわひでかず			
丹羽秀和	NIWA Hidekazu	0146-28-2084	niwa@equinst.go.jp

(連携大学院) 国立感染症研究所 (Cooperative graduate school) National Institute of Infectious Diseases

まえだけん			
前田 健	MAEDA Ken	03-5285-1111	kmaeda@nih.go.jp

鹿児島大学 Kagoshima University

研究科長 Dean

Professor 教 授 えん どう やす ゆき 遠 藤 泰 之 ENDO Yasuyuki 099-285-8729 k5155981@kadai

副研究科長 Vice-Dean

Professor 教 授 しら いし みつ や SHIRAISHI Mitsuya 099-285-8717 shira-m@vet

Professor 教 授 み すみ かず ひろ MISUMI Kazuhiro 099-285-8731 kaz_msm@vet

主指導教員一覧 Lists of Main Supervisor

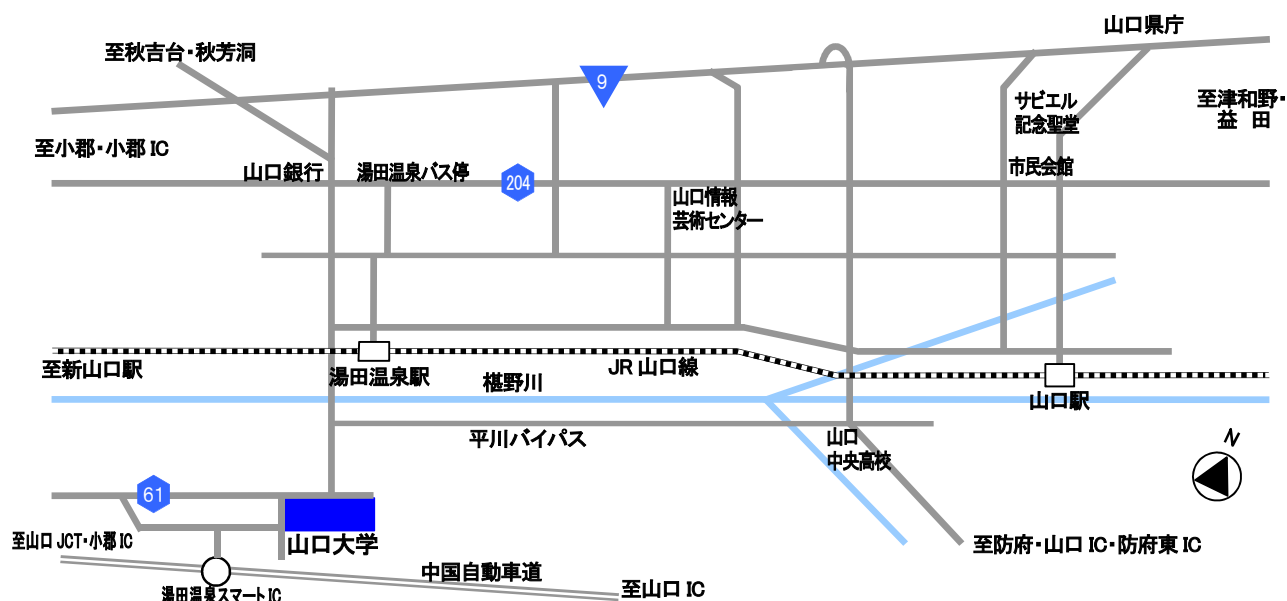
Professor 教 授	ふじ た あき かず	FUJITA Akikazu	099-285-8714	afujita@vet
〃	あさ の あつし	ASANO Atsushi	099-285-3608	atasano@vet
〃	み よし のり あき	MIYOSHI Noriaki	099-285-8721	miyoshi@vet
〃	ちゅう ま たけ ひさ	CHUMA Takehisa	099-285-8734	chuma@vet
〃	こ はら きょう こ	KOHARA Kyoko	099-285-3589	kkohara@vet
〃	やま と おさむ	YAMATO Osamu	099-285-3560	osam@vet
〃	ほ ぼ せい じ	HOB0 Seiji	099-285-3538	k2088185@kadai
〃	や ぶき あきら	YABUKI Akira	099-285-3561	yabu@vet
〃	ふじ き まこと	FUJIKI Makoto	099-285-8732	makotofjk@vet
〃	み うら なお き	MIURA Naoki	099-285-3527	k9236024@kadai
〃	あり むら たく ろう	ARIMURA Takuro	099-285-8730	arimura@vet
〃	う の やす ひろ	UNO Yasuhiro	099-285-8715	unox001@vet
〃	お ざわ まこと	OZAWA Makoto	099-285-3651	mozawa@vet
Associate Professor 准教授	お び たけ し	OBI Takeshi	099-285-8725	k7307140@kadai
〃	まつ お とも ひで	MATSUO Tomohide	099-285-3505	thmatsuo@vet
〃	ふじ もと よし かず	FUJIMOTO Yoshikazu	099-285-8724	k7639981@kadai
〃	まつ もと ゆう すけ	MATSUMOTO Yusuke	099-285-3611	ymatsu@vet
〃	おとまる こうの すけ	OTOMARU Konosuke	099-285-3563	otomaru@vet

■E-mailには下記を後ろにつないでください(いずれも、半角ピリオド(.)からjp までです)

@vet の場合 .kagoshima-u.ac.jp

@kadai の場合 jp

構成大学の所在地及び位置図・連携大学院の所在地

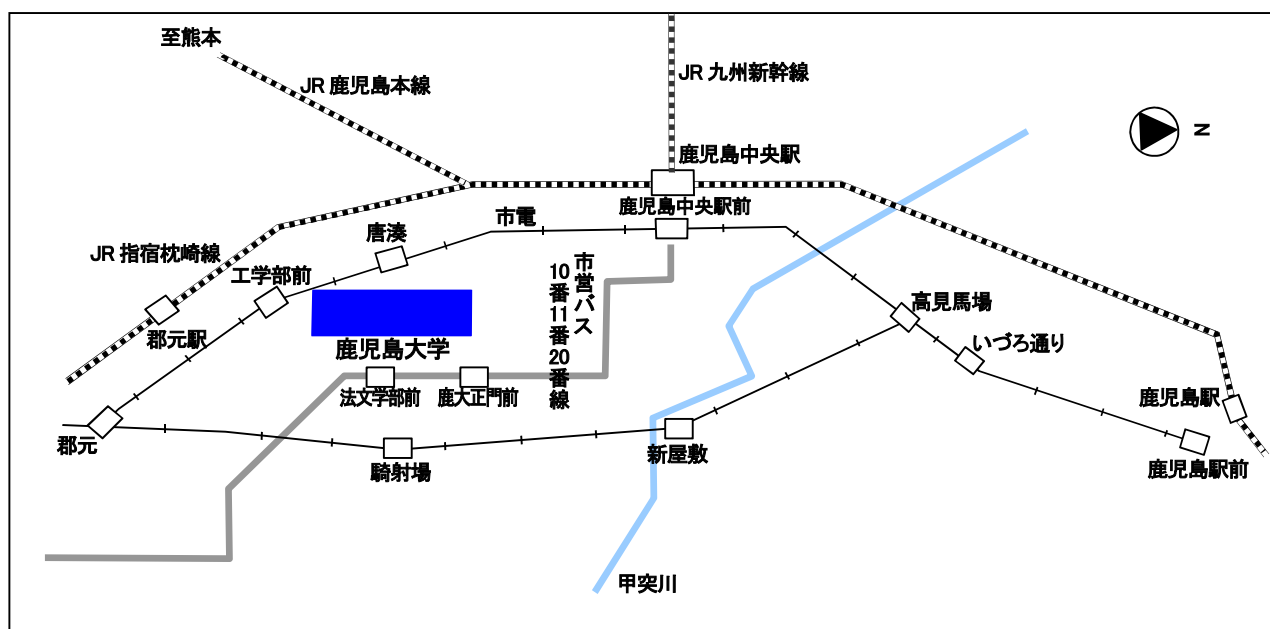


山口大学大学院共同獣医学研究科

〒753-8515 山口市吉田 1677-1

Joint Graduate School of Veterinary Medicine, Yamaguchi University

1677-1 Yoshida, Yamaguchi 753-8515, Japan



鹿児島大学大学院共同獣医学研究科

TEL (099) 285-8531

〒890-0065 鹿児島市郡元 1 丁目 21-24

Joint Graduate School of Veterinary Medicine, Kagoshima University

1-21-24 Korimoto, Kagoshima 890-0065, Japan

連携大学院

国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構

National Agriculture and Food Research Organization

動物衛生研究部門

〒305-0856 茨城県つくば市観音台 3 丁目 1-5

National Institute of Animal Health, NARO

3-1-5 Kannondai Tsukuba, Ibaraki 305-0856, Japan TEL (029) 838-7713

生物機能利用研究部門

〒305-8602 茨城県つくば市観音台 2 丁目 1-2

Institute of Agrobiological Sciences, NARO

2-1-2 Kannondai Tsukuba, Ibaraki 305-8602, Japan TEL (029) 838-7406

日本中央競馬会

〒106-8401 東京都港区六本木 6-11-1 六本木ヒルズゲートタワー

Japan Racing Association

Roppongi Hills Gate Tower, 11-1 Roppongi 6-chome, Minatoku, Tokyo 106-8401, Japan TEL (03) 3591-5251

国立感染症研究所

〒162-8640 東京都新宿区戸山 1-23-1

National Institute of Infectious Diseases

Toyama 1-23-1, Shinjuku-ku, Tokyo 162-8640, Japan TEL (03)5285-1111

山口大学大学院共同獣医学研究科

〒753-8515 山口市吉田 1677-1

Joint Graduate School of Veterinary Medicine, Yamaguchi University

1677-1 Yoshida, Yamaguchi 753-8515, Japan

	TEL	FAX	E-mail
大学院係	(083) 933-5937 (083) 933-5936	(083) 933-5938	ve106@yamaguchi-u.ac.jp

<https://www.yamaguchi-u.ac.jp/vet/laboratory/gsvm/>